

総社市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 1 日

総社市長 片 岡 聡 一

総社市条例第 1 2 号

総社市手数料条例の一部を改正する条例

総社市手数料条例（平成 1 7 年総社市条例第 5 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表第 3（第 2 条関係）			別表第 3（第 2 条関係）		
事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の金額	事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の金額
1 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項（同法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認及び同法第 18 条第 2 項（同法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。）の	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 10 条第 1 項の規定により、建築物エネルギー消費性能基準（同法第 2	確認申請又は計画の通知 1 件につき、次の床面積の区分に掲げる金額とする。 1 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分（以下「非居住部分」という。）を有しないものに限る。以下同じ。） ア 100㎡以内のもの 2 万 7, 900 円 イ 100㎡を超え、200㎡未満のも	1 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項（同法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認及び同法第 18 条第 2 項（同法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。）の	確認申請及び計画の通知に対する審査	1 確認申請又は計画の通知 1 件（構造計算書の添付がないものに限る。）につき、次の床面積の合計の区分に掲げる金額とする。 ア 30㎡以内のもの 6, 000 円 イ 30㎡を超え、100㎡以内のもの 1 万 2, 000 円 ウ 100㎡を超え、200㎡以内のもの 2 万円 エ 200㎡を超え、500㎡以内の

改 正 後			改 正 前		
規定に基づく計画の通知に関する事務	条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。以下同じ。)に適合させなければならない建築物の建築(建築基準法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物の建築に該当するものを除く。以下「特定建築行為」という。)であって、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第2条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築	の 3万6,400円 ウ 200㎡のもの 3万7,700円 エ 200㎡を超え、500㎡以内のもの 5万500円 オ 500㎡を超え、1,000㎡以内のもの 6万8,600円 カ 1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの 9万2,000円 キ 2,000㎡を超え、1万㎡以内のもの 22万700円 ク 1万㎡を超え、5万㎡以内のもの 37万2,700円 ケ 5万㎡を超えるもの 60万1,700円 2 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。) ア 100㎡以内のもの 3万8,800円 イ 100㎡を超え、200㎡以内のもの 4万7,300円 ウ 200㎡を超え、300㎡未満のもの 6万100円 エ 300㎡以上、500㎡以内のもの 7万3,800円 オ 500㎡を超え、1,000㎡以内のもの 9万1,900円 カ 1,000㎡を超え、2,000㎡未満のもの 11万5,300円 キ 2,000㎡のもの 13万7,300円 ク 2,000㎡を超え、5,000㎡未満のもの 26万6,000円	規定に基づく計画の通知に関する事務		もの 2万8,000円 2 確認申請又は計画の通知1件(1に掲げるものを除く。)につき、次の床面積の合計の区分に掲げる金額とする。 ア 30㎡以内のもの 9,000円 イ 30㎡を超え、100㎡以内のもの 1万4,000円 ウ 100㎡を超え、200㎡以内のもの 2万2,000円 エ 200㎡を超え、500㎡以内のもの 3万4,000円 オ 500㎡を超え、1,000㎡以内のもの 5万1,000円 カ 1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの 7万3,000円 キ 2,000㎡を超え、1万㎡以内のもの 19万4,000円 ク 1万㎡を超え、5万㎡以内のもの 33万7,000円 ケ 5万㎡を超えるもの 55万2,000円 (備考) 床面積の合計とは、次に掲げる区分に応じて定める面積について算定する。 1 建築物を建築する場合(2に掲げる場合及び移転する場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積 2 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合(移転する場合を除く。)

改 正 後			改 正 前		
	行為である場合（ただし、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第6項に規定する適合判定通知書の提出があった場合を除く。）の確認申請及び計画の通知に対する審査	ケ 5,000㎡以上、1万㎡以内のもの 28万3,800円 コ 1万㎡を超え、5万㎡以内のもの 43万5,900円 サ 5万㎡を超えるもの 66万4,800円 （備考） 床面積の合計とは、次に掲げる区分に応じて定める面積について算定する。 1 建築物を建築する場合（2に掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積 2 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積） 3 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（4に掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1 4 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画			当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積） 3 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（4に掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1 4 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

改 正 後			改 正 前		
		の変更に係る部分の床面積の2分の1 5 当該建築物に共有部分がある場合、この表の床面積の合計から共用部分の床面積の合計を除く。			
	(2) その他の場合の確認申請及び計画の通知に対する審査	確認申請又は計画の通知1件につき、次の床面積の合計の区分に掲げる金額とする。 ア 100㎡以内のもの 1万4,800円 イ 100㎡を超え、200㎡以内のもの 2万3,300円 ウ 200㎡を超え、500㎡以内のもの 3万6,100円 エ 500㎡を超え、1,000㎡以内のもの 5万4,200円 オ 1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの 7万7,600円 カ 2,000㎡を超え、1万㎡以内のもの 20万6,300円 キ 1万㎡を超え、5万㎡以内のもの 35万8,300円 ク 5万㎡を超えるもの 58万7,300円 (備考) 1の項(1)(備考)1から4までの規定を準用する。			
2 建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査及び同法第18条第20項の規定に基づく	(1) 特定建築行為を行った建築物(工場、倉庫その他これらに類する用	完了検査申請又は完了の通知1件につき、次の床面積の合計の区分に掲げる金額とする。 ア 一戸建ての住宅 (ア) 100㎡以内のもの 2万70	2 建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査及び同法第18条第20項の規定に基づく	完了検査申請及び完了の通知に対する審査	完了検査申請又は完了の通知1件につき、次の床面積の合計の区分に掲げる金額とする。 ア 30㎡以内のもの 1万1,000円

改 正 後			改 正 前		
完了の通知に関する事務（同法第7条の3第1項に規定する特定工程を含む工事に係るものを除く。）	途に供する建築物として市長が別に定めるものを除く。）の完了検査申請及び完了の通知に対する審査	0円 （イ）100㎡を超え、200㎡以内のもの 2万8,100円 （ウ）200㎡を超え、500㎡以内のもの 3万9,800円 （エ）500㎡を超え、1,000㎡以内のもの 6万2,200円 （オ）1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの 8万3,500円 （カ）2,000㎡を超え、1万㎡以内のもの 16万9,600円 （キ）1万㎡を超え、5万㎡以内のもの 28万6,500円 （ク）5万㎡を超えるもの 48万5,600円 イ 非居住部分を有しない共同住宅等 （ア）100㎡以内のもの 2万5,500円 （イ）100㎡を超え、200㎡以内のもの 3万2,900円 （ウ）200㎡を超え、300㎡未満のもの 4万4,600円 （エ）300㎡以上、500㎡以内のもの 5万5,600円 （オ）500㎡を超え、1,000㎡以内のもの 7万7,900円 （カ）1,000㎡を超え、2,000㎡未満のもの 9万9,300円 （キ）2,000㎡のもの 12万4,700円 （ク）2,000㎡を超え、5,000㎡未満のもの 21万800円	完了の通知に関する事務（同法第7条の3第1項に規定する特定工程を含む工事に係るものを除く。）		イ 30㎡を超え、100㎡以内のもの 1万5,000円 ウ 100㎡を超え、200㎡以内のもの 2万2,000円 エ 200㎡を超え、500㎡以内のもの 3万3,000円 オ 500㎡を超え、1,000㎡以内のもの 5万4,000円 カ 1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの 7万4,000円 キ 2,000㎡を超え、1万㎡以内のもの 15万5,000円 ク 1万㎡を超え、5万㎡以内のもの 26万5,000円 ケ 5万㎡を超えるもの 45万2,000円 （備考） 床面積の合計とは、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

改 正 後			改 正 前		
		(ケ) 5,000㎡以上, 1万㎡以内 のもの 24万7,200円 (コ) 1万㎡を超え, 5万㎡以内 のもの 36万4,000円 (サ) 5万㎡を超えるもの 56 万3,200円 ウ 非住宅建築物（非居住部分 のみにより構成される建築物 をいう。以下この号, 3の項(1) ウ及び都市の低炭素化の促進 に関する法律（平成24年法律 第84号）第53条第1項の規定に よる低炭素建築物新築等計画 の認定及び建築物のエネルギ ー消費性能の向上等に関する 法律第30条第1項の規定によ る建築物エネルギー消費性能 向上計画の認定において同 じ。） (ア) 100㎡以内のもの 2万5,5 00円 (イ) 100㎡を超え, 200㎡以内 のもの 3万2,900円 (ウ) 200㎡を超え, 300㎡未満 のもの 4万4,600円 (エ) 300㎡以上, 500㎡以内の もの 5万1,800円 (オ) 500㎡を超え, 1,000㎡未 満のもの 7万4,200円 (カ) 1,000㎡のもの 8万4,80 0円 (キ) 1,000㎡を超え, 2,000㎡ 未満のもの 10万6,100円			

改 正 後			改 正 前		
		(ク) 2,000㎡のもの 16万1,000円 (ケ) 2,000㎡を超え, 5,000㎡未満のもの 24万7,200円 (コ) 5,000㎡以上, 1万㎡未満のもの 29万5,200円 (サ) 1万㎡のもの 32万9,500円 (シ) 1万㎡を超え, 2万5,000㎡未満のもの 44万6,400円 (ス) 2万5,000㎡以上, 5万㎡以内のもの 48万7,600円 (セ) 5万㎡を超えるもの 68万6,700円 エ 複合建築物 (ア) 100㎡以内のもの 3万5,100円 (イ) 100㎡を超え, 200㎡以内のもの 4万2,500円 (ウ) 200㎡を超え, 300㎡未満のもの 5万4,200円 (エ) 300㎡以上, 500㎡以内のもの 7万2,400円 (オ) 500㎡を超え, 1,000㎡未満のもの 9万4,800円 (カ) 1,000㎡のもの 10万5,400円 (キ) 1,000㎡を超え, 2,000㎡未満のもの 12万6,700円 (ク) 2,000㎡のもの 20万7,000円 (ケ) 2,000㎡を超え, 5,000㎡未満のもの 29万3,100円			

改 正 後			改 正 前		
		(コ) 5,000㎡以上, 1万㎡未満のもの 37万7,500円 (サ) 1万㎡のもの 41万1,800円 (シ) 1万㎡を超え, 2万5,000㎡未満のもの 52万8,700円 (ス) 2万5,000㎡以上, 5万㎡以内のもの 56万9,900円 (セ) 5万㎡を超えるもの 76万9,000円 (備考) 床面積の合計とは, 建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し, 建築物を移転し, 又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転, 修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。			
	(2) その他の場合の完了検査申請及び完了の通知に対する審査	ア 100㎡以内のもの 1万5,900円 イ 100㎡を超え, 200㎡以内のもの 2万3,300円 ウ 200㎡を超え, 500㎡以内のもの 3万5,000円 エ 500㎡を超え, 1,000㎡以内のもの 5万7,400円 オ 1,000㎡を超え, 2,000㎡以内のもの 7万8,700円 カ 2,000㎡を超え, 1万㎡以内のもの 16万4,800円			

改 正 後			改 正 前		
		キ 1万㎡を超え、5万㎡以内のもの 28万1,700円 ク 5万㎡を超えるもの 48万800円 (備考) 2の項(1)(備考)の規定を準用する。			
3 建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査及び同法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に関する事務(同法第7条の3第1項に規定する特定工程を含む工事に係るものに限る。)	(1) 特定建築行為を行った建築物(工場、倉庫その他これらに類する用途に供する建築物として市長が別に定めるものを除く。)の完了検査申請及び完了の通知に対する審査	完了検査申請又は完了の通知1件につき、次の床面積の合計の区分に掲げる金額とする。 ア 一戸建ての住宅 (ア) 100㎡以内のもの 2万700円 (イ) 100㎡を超え、200㎡以内のもの 2万7,100円 (ウ) 200㎡を超え、500㎡以内のもの 3万8,800円 (エ) 500㎡を超え、1,000㎡以内のもの 5万9,000円 (オ) 1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの 7万9,300円 (カ) 2,000㎡を超え、1万㎡以内のもの 16万3,200円 (キ) 1万㎡を超え、5万㎡以内のもの 27万9,100円 (ク) 5万㎡を超えるもの 48万300円 イ 非居住部分を有しない共同住宅等 (ア) 100㎡以内のもの 2万5,500円 (イ) 100㎡を超え、200㎡以内のもの 3万1,900円	3 建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査及び同法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に関する事務(同法第7条の3第1項に規定する特定工程を含む工事に係るものに限る。)	完了検査申請及び完了の通知に対する審査	完了検査申請又は完了の通知1件につき、次の床面積の合計の区分に掲げる金額とする。 ア 30㎡以内のもの 1万1,000円 イ 30㎡を超え、100㎡以内のもの 1万5,000円 ウ 100㎡を超え、200㎡以内のもの 2万1,000円 エ 200㎡を超え、500㎡以内のもの 3万2,000円 オ 500㎡を超え、1,000㎡以内のもの 5万1,000円 カ 1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの 7万円 キ 2,000㎡を超え、1万㎡以内のもの 14万9,000円 ク 1万㎡を超え、5万㎡以内のもの 25万8,000円 ケ 5万㎡を超えるもの 44万7,000円 (備考) 床面積の合計とは、建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、

改 正 後			改 正 前		
		(ウ) 200㎡を超え, 300㎡未満のもの 4万3,600円 (エ) 300㎡以上, 500㎡以内のもの 5万4,600円 (オ) 500㎡を超え, 1,000㎡以内のもの 7万4,700円 (カ) 1,000㎡を超え, 2,000㎡未満のもの 9万5,000円 (キ) 2,000㎡のもの 12万400円 (ク) 2,000㎡を超え, 5,000㎡未満のもの 20万4,400円 (ケ) 5,000㎡以上, 1万㎡以内のもの 24万800円 (コ) 1万㎡を超え, 5万㎡以内のもの 35万6,600円 (サ) 5万㎡を超えるもの 55万7,900円 ウ 非住宅建築物 (ア) 100㎡以内のもの 2万5,500円 (イ) 100㎡を超え, 200㎡以内のもの 3万1,900円 (ウ) 200㎡を超え, 300㎡未満のもの 4万3,600円 (エ) 300㎡以上, 500㎡以内のもの 5万800円 (オ) 500㎡を超え, 1,000㎡未満のもの 7万1,000円 (カ) 1,000㎡のもの 8万1,600円 (キ) 1,000㎡を超え, 2,000㎡未満のもの 10万1,900円			建築物を移転し, 又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては当該移転, 修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

改 正 後			改 正 前		
		(ク) 2,000㎡のもの 15万6,800円 (ケ) 2,000㎡を超え, 5,000㎡未満のもの 24万800円 (コ) 5,000㎡以上, 1万㎡未満のもの 28万8,800円 (サ) 1万㎡のもの 32万3,100円 (シ) 1万㎡を超え, 2万5,000㎡未満のもの 43万9,000円 (ス) 2万5,000㎡以上, 5万㎡以内のもの 48万100円 (セ) 5万㎡を超えるもの 68万1,400円 エ 複合建築物 (ア) 100㎡以内のもの 3万5,100円 (イ) 100㎡を超え, 200㎡以内のもの 4万1,500円 (ウ) 200㎡を超え, 300㎡未満のもの 5万3,200円 (エ) 300㎡以上, 500㎡以内のもの 7万1,400円 (オ) 500㎡を超え, 1,000㎡未満のもの 9万1,500円 (カ) 1,000㎡のもの 10万2,200円 (キ) 1,000㎡を超え, 2,000㎡未満のもの 12万2,500円 (ク) 2,000㎡のもの 20万2,800円 (ケ) 2,000㎡を超え, 5,000㎡未満のもの 28万6,700円			

改 正 後			改 正 前		
		(コ) 5,000㎡以上, 1万㎡未満のもの 37万1,100円 (サ) 1万㎡のもの 40万5,500円 (シ) 1万㎡を超え, 2万5,000㎡未満のもの 52万1,300円 (ス) 2万5,000㎡以上, 5万㎡以内のもの 56万2,500円 (セ) 5万㎡を超えるもの 76万3,700円 (備考) 2の項(1) (備考) の規定を準用する。			
	(2) その他の場合の完了検査申請及び完了の通知に対する審査	ア 100㎡以内のもの 1万5,900円 イ 100㎡を超え, 200㎡以内のもの 2万2,300円 ウ 200㎡を超え, 500㎡以内のもの 3万4,200円 エ 500㎡を超え, 1,000㎡以内のもの 5万4,200円 オ 1,000㎡を超え, 2,000㎡以内のもの 7万4,500円 カ 2,000㎡を超え, 1万㎡以内のもの 15万8,400円 キ 1万㎡を超え, 5万㎡以内のもの 27万4,300円 ク 5万㎡を超えるもの 47万5,500円 (備考) 2の項(1) (備考) の規定を準用する。			
4 建築基準法第7	中間検査申請及	中間検査申請又は中間検査の通	4 建築基準法第7	中間検査申請及	中間検査申請又は中間検査の通

改 正 後			改 正 前		
条の3第1項の規定に基づく中間検査及び同法第18条第28項の規定に基づく中間検査の通知に関する事務	び中間検査の通知に対する審査	知1件につき、次の床面積の合計の区分に掲げる金額とする。 ア 100 m²以内のもの <u>1万4,800円</u> イ 100m²を超え、200m²以内のもの <u>2万2,300円</u> ウ 200m²を超え、500m²以内のもの <u>3万2,900円</u> エ 500m²を超え、1,000m²以内のもの <u>5万2,000円</u> オ 1,000m²を超え、2,000m²以内のもの <u>7万200円</u> カ 2,000m²を超え、1万m²以内のもの <u>14万2,500円</u> キ 1万m²を超え、5万m²以内のもの <u>24万4,600円</u> ク 5万m²を超えるもの <u>42万1,400円</u> <u>(備考)</u> <u>2の項(1)(備考)の規定を準用する。</u>	条の3第1項の規定に基づく中間検査及び同法第18条第28項の規定に基づく中間検査の通知に関する事務	び中間検査の通知に対する審査	知1件につき、次の床面積の合計の区分に掲げる金額とする。 ア <u>30m²以内のもの 1万1,000円</u> イ <u>30m²を超え、100m²以内のもの 1万4,000円</u> ウ 100m²を超え、200m²以内のもの <u>2万1,000円</u> エ 200m²を超え、500m²以内のもの <u>3万1,000円</u> オ 500m²を超え、1,000m²以内のもの <u>4万9,000円</u> カ 1,000m²を超え、2,000m²以内のもの <u>6万6,000円</u> キ 2,000m²を超え、1万m²以内のもの <u>13万4,000円</u> ク 1万m²を超え、5万m²以内のもの <u>23万円</u> ケ 5万m²を超えるもの <u>39万6,000円</u>
5 建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は同法第18条第38項第1号若しくは第2号(これらの規定を同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合)	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請に対する審査	<u>12万7,200円</u>	5 建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は同法第18条第38項第1号若しくは第2号(これらの規定を同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合)	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請に対する審査	<u>12万円</u>

改 正 後			改 正 前		
合を含む。)の規定に基づく認定に関する事務			合を含む。)の規定に基づく認定に関する事務		
6 建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定に関する事務	道路の位置の指定, 変更又は廃止申請に対する審査	<u>5万3,000円</u>	6 建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定に関する事務	道路の位置の指定, 変更又は廃止申請に対する審査	<u>5万円</u>
7 建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく認定に関する事務	敷地と道路との関係に関する制限の適用除外認定申請に対する審査	<u>2万9,100円</u>	7 建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく認定に関する事務	敷地と道路との関係に関する制限の適用除外認定申請に対する審査	<u>2万7,000円</u>
8 建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可に関する事務	敷地と道路との関係に関する制限の適用除外許可申請に対する審査	<u>3万5,700円</u>	8 建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可に関する事務	敷地と道路との関係に関する制限の適用除外許可申請に対する審査	<u>3万3,000円</u>
9 建築基準法第44条第1項第2号の規定に基づく許可に関する事務	公衆便所等の道路内における建築許可申請に対する審査	<u>3万5,700円</u>	9 建築基準法第44条第1項第2号の規定に基づく許可に関する事務	公衆便所等の道路内における建築許可申請に対する審査	<u>3万3,000円</u>
10 建築基準法第44条第1項第3号の規定に基づく認定に関する事務	道路内における建築認定申請に対する審査	<u>2万9,100円</u>	10 建築基準法第44条第1項第3号の規定に基づく認定に関する事務	道路内における建築認定申請に対する審査	<u>2万7,000円</u>
11 建築基準法第44条第1項第4号の規定に基づく許可に関する事務	公共用歩廊等の道路内における建築許可申請に対する審査	<u>17万5,600円</u>	11 建築基準法第44条第1項第4号の規定に基づく許可に関する事務	公共用歩廊等の道路内における建築許可申請に対する審査	<u>16万円</u>
12 建築基準法第	壁面線外におけ	<u>17万5,600円</u>	12 建築基準法第	壁面線外におけ	<u>16万円</u>

改 正 後			改 正 前		
47条ただし書の規定に基づく許可に関する事務	る建築許可申請に対する審査		47条ただし書の規定に基づく許可に関する事務	る建築許可申請に対する審査	
13 建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書(同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく許可に関する事務	用途地域等における建築等許可申請に対する審査	19万500円(建築基準法第48条第16項第1号に規定する特例許可の申請に対する審査の場合は、 <u>12万3,700円</u> 、同項第2号に規定する特例許可の申請に対する審査の場合は、 <u>16万3,900円</u>)	13 建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書(同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく許可に関する事務	用途地域等における建築等許可申請に対する審査	18万円(建築基準法第48条第16項第1号に規定する特例許可の申請に対する審査の場合は、 <u>12万円</u> 、同項第2号に規定する特例許可の申請に対する審査の場合は、 <u>14万円</u>)
14 建築基準法第51条ただし書(同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規	特殊建築物等の敷地の位置の許可申請に対する審査	<u>17万5,600円</u>	14 建築基準法第51条ただし書(同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規	特殊建築物等の敷地の位置の許可申請に対する審査	<u>16万円</u>

改 正 後			改 正 前		
定に基づく許可に関する事務			定に基づく許可に関する事務		
15 建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく認定に関する事務	建築物の床面積の不算入に係る認定申請に対する審査	<u>2万9,100円</u>	15 建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく認定に関する事務	建築物の床面積の不算入に係る認定申請に対する審査	<u>2万7,000円</u>
16 建築基準法第52条第10項, 第11項又は第14項の規定に基づく許可に関する事務	容積率の特例許可申請に対する審査	<u>17万5,600円</u>	16 建築基準法第52条第10項, 第11項又は第14項の規定に基づく許可に関する事務	容積率の特例許可申請に対する審査	<u>16万円</u>
17 建築基準法第53条第4項又は第5項の規定に基づく許可に関する事務	建ぺい率の特例許可申請に対する審査	<u>3万5,700円</u>	17 建築基準法第53条第4項又は第5項の規定に基づく許可に関する事務	建ぺい率の特例許可申請に対する審査	<u>3万3,000円</u>
18 建築基準法第53条第6項第3号の規定に基づく許可に関する事務	建ぺい率の制限の適用除外許可申請に対する審査	<u>3万5,700円</u>	18 建築基準法第53条第6項第3号の規定に基づく許可に関する事務	建ぺい率の制限の適用除外許可申請に対する審査	<u>3万3,000円</u>
19 建築基準法第53条の2第1項第3号又は第4号（同法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可に関する事務	建築物の敷地面積の制限の適用除外許可申請に対する審査	<u>17万5,600円</u>	19 建築基準法第53条の2第1項第3号又は第4号（同法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可に関する事務	建築物の敷地面積の制限の適用除外許可申請に対する審査	<u>16万円</u>
20 建築基準法第55条第2項の規定	建築物の高さの特例認定申請に	<u>2万9,100円</u>	20 建築基準法第55条第2項の規定	建築物の高さの特例認定申請に	<u>2万7,000円</u>

改 正 後			改 正 前		
に基づく認定に関する事務	対する審査		に基づく認定に関する事務	対する審査	
21 建築基準法第55条第3項の規定に基づく許可に関する事務	建築物の高さの特例許可申請に対する審査	<u>17万5,600円</u>	21 建築基準法第55条第3項の規定に基づく許可に関する事務	建築物の高さの特例許可申請に対する審査	<u>16万円</u>
22 建築基準法第55条第4項各号の規定に基づく許可に関する事務	建築物の高さの許可申請に対する審査	<u>17万5,600円</u>	22 建築基準法第55条第4項各号の規定に基づく許可に関する事務	建築物の高さの許可申請に対する審査	<u>16万円</u>
23 建築基準法第56条の2第1項ただし書の規定に基づく許可に関する事務	日影による中高層の建築物の高さの許可申請に対する審査	<u>17万5,600円</u>	23 建築基準法第56条の2第1項ただし書の規定に基づく許可に関する事務	日影による中高層の建築物の高さの許可申請に対する審査	<u>16万円</u>
24 建築基準法第57条第1項の規定に基づく認定に関する事務	高架の工作物内に設ける建築物の高さの制限の適用除外認定申請に対する審査	<u>2万9,100円</u>	24 建築基準法第57条第1項の規定に基づく認定に関する事務	高架の工作物内に設ける建築物の高さの制限の適用除外認定申請に対する審査	<u>2万7,000円</u>
25 建築基準法第57条の2第1項の規定に基づく指定に関する事務	特例容積率の限度の指定申請に対する審査	敷地の数が2である場合にあっては <u>8万1,000円</u> 、敷地の数が3以上である場合にあっては <u>8万1,000円</u> に2を超える敷地の数に <u>2万8,800円</u> を乗じて得た額を加算した額	25 建築基準法第57条の2第1項の規定に基づく指定に関する事務	特例容積率の限度の指定申請に対する審査	敷地の数が2である場合にあっては <u>7万8,000円</u> 、敷地の数が3以上である場合にあっては <u>7万8,000円</u> に2を超える敷地の数に <u>2万8,000円</u> を乗じて得た額を加算した額
26 建築基準法第57条の3第1項の規定に基づく指定の取消しに関する事務	特例容積率の限度の指定の取消し申請に対する審査	敷地の数が1である場合にあっては <u>1万8,900円</u> 、敷地の数が2以上である場合にあっては <u>1万8,900円</u> に1を超える敷地の数に <u>1万2,200円</u> を乗じて得た額を加算した額	26 建築基準法第57条の3第1項の規定に基づく指定の取消しに関する事務	特例容積率の限度の指定の取消し申請に対する審査	敷地の数が1である場合にあっては <u>1万8,400円</u> 、敷地の数が2以上である場合にあっては <u>1万8,400円</u> に1を超える敷地の数に <u>1万2,000円</u> を乗じて得た額を加算した額
27 建築基準法第	特例容積率適用	<u>17万5,600円</u>	27 建築基準法第	特例容積率適用	<u>16万円</u>

改 正 後			改 正 前		
57条の4第1項の規定に基づく許可に関する事務	地区内の建築物の高さの許可申請に対する審査		57条の4第1項の規定に基づく許可に関する事務	地区内の建築物の高さの許可申請に対する審査	
28 建築基準法第59条第1項第3号の規定に基づく許可に関する事務	高度利用地区内における建築物の容積率, 建ぺい率, 建築面積又は壁面の位置の特例許可申請に対する審査	<u>17万5,600円</u>	28 建築基準法第59条第1項第3号の規定に基づく許可に関する事務	高度利用地区内における建築物の容積率, 建ぺい率, 建築面積又は壁面の位置の特例許可申請に対する審査	<u>16万円</u>
29 建築基準法第59条第4項の規定に基づく許可に関する事務	高度利用地区内における建築物の各部分の高さの許可申請に対する審査	<u>17万5,600円</u>	29 建築基準法第59条第4項の規定に基づく許可に関する事務	高度利用地区内における建築物の各部分の高さの許可申請に対する審査	<u>16万円</u>
30 建築基準法第59条の2第1項の規定に基づく許可に関する事務	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請に対する審査	<u>17万5,600円</u>	30 建築基準法第59条の2第1項の規定に基づく許可に関する事務	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請に対する審査	<u>16万円</u>
31 建築基準法第60条の2第1項第3号の規定に基づく許可に関する事務	都市再生特別地区内の建築物の容積率, 建ぺい率, 建築面積, 高さ又は壁面の位置の制限の適用除外許可申請に対する審査	<u>17万5,600円</u>	31 建築基準法第60条の2第1項第3号の規定に基づく許可に関する事務	都市再生特別地区内の建築物の容積率, 建ぺい率, 建築面積, 高さ又は壁面の位置の制限の適用除外許可申請に対する審査	<u>16万円</u>
32 建築基準法第60条の3第2項の規定に基づく許可に関する事務	特定用途誘導地区内の建築物の高さの制限の適用除外許可申請	<u>17万5,600円</u>	32 建築基準法第60条の3第2項の規定に基づく許可に関する事務	特定用途誘導地区内の建築物の高さの制限の適用除外許可申請	<u>16万円</u>

改 正 後			改 正 前		
	に対する審査			に対する審査	
33 建築基準法第67条第3項第2号の規定に基づく許可に関する事務	特定防災街区整備地区の敷地面積の最低限度に関する許可申請に対する審査	<u>17万5,600円</u>	33 建築基準法第67条第3項第2号の規定に基づく許可に関する事務	特定防災街区整備地区の敷地面積の最低限度に関する許可申請に対する審査	<u>16万円</u>
34 建築基準法第67条第5項第2号の規定に基づく許可に関する事務	特定防災街区整備地区の壁面の位置の制限に関する許可申請に対する審査	<u>17万5,600円</u>	34 建築基準法第67条第5項第2号の規定に基づく許可に関する事務	特定防災街区整備地区の壁面の位置の制限に関する許可申請に対する審査	<u>16万円</u>
35 建築基準法第67条第9項第2号の規定に基づく許可に関する事務	特定防災街区整備地区の間口率及び高さの最低限度に関する許可申請に対する審査	<u>17万5,600円</u>	35 建築基準法第67条第9項第2号の規定に基づく許可に関する事務	特定防災街区整備地区の間口率及び高さの最低限度に関する許可申請に対する審査	<u>16万円</u>
36 建築基準法第68条第1項第2号の規定に基づく許可に関する事務	景観地区内の建築物の高さの特例許可に対する審査	<u>17万5,600円</u>	36 建築基準法第68条第1項第2号の規定に基づく許可に関する事務	景観地区内の建築物の高さの特例許可に対する審査	<u>16万円</u>
37 建築基準法第68条第2項第2号の規定に基づく許可に関する事務	景観地区内の建築物の壁面の位置の制限の特例許可に対する審査	<u>17万5,600円</u>	37 建築基準法第68条第2項第2号の規定に基づく許可に関する事務	景観地区内の建築物の壁面の位置の制限の特例許可に対する審査	<u>16万円</u>
38 建築基準法第68条第3項第2号の規定に基づく許可に関する事務	景観地区内の建築物の敷地面積の特例許可に対する審査	<u>17万5,600円</u>	38 建築基準法第68条第3項第2号の規定に基づく許可に関する事務	景観地区内の建築物の敷地面積の特例許可に対する審査	<u>16万円</u>
39 建築基準法第	景観地区内の建	<u>2万9,100円</u>	39 建築基準法第	景観地区内の建	<u>2万7,000円</u>

改 正 後			改 正 前		
68条第5項の規定に基づく認定に関する事務	建築物の各部分の 高さの制限に対する適用除外認定申請に対する審査		68条第5項の規定に基づく認定に関する事務	建築物の各部分の 高さの制限に対する適用除外認定申請に対する審査	
40 建築基準法第68条の3第1項, 第2項, 第3項又は第7項の規定に基づく認定に関する事務	再開発等促進区等内における建築物の容積率, 建築物の建ぺい率, 建築物の高さ又は用途地域等の制限の適用除外認定申請に対する審査	<u>2万9,100円</u>	40 建築基準法第68条の3第1項, 第2項, 第3項又は第7項の規定に基づく認定に関する事務	再開発等促進区等内における建築物の容積率, 建築物の建ぺい率, 建築物の高さ又は用途地域等の制限の適用除外認定申請に対する審査	<u>2万7,000円</u>
41 建築基準法第68条の3第4項の規定に基づく許可に関する事務	再開発等促進区等内における建築物の各部分の高さの許可申請に対する審査	<u>17万5,600円</u>	41 建築基準法第68条の3第4項の規定に基づく許可に関する事務	再開発等促進区等内における建築物の各部分の高さの許可申請に対する審査	<u>16万円</u>
42 建築基準法第68条の4の規定に基づく認定に関する事務	地区計画等の区域内における公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率の制限の適用除外認定申請に対する審査	<u>2万9,100円</u>	42 建築基準法第68条の4の規定に基づく認定に関する事務	地区計画等の区域内における公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率の制限の適用除外認定申請に対する審査	<u>2万7,000円</u>
43 建築基準法第68条の5の2の規定に基づく認定に関する事務	特定建築物地区整備計画等の区域内における建築物の容積率の適用除外認定申請に対する審査	<u>2万9,100円</u>	43 建築基準法第68条の5の2の規定に基づく認定に関する事務	特定建築物地区整備計画等の区域内における建築物の容積率の適用除外認定申請に対する審査	<u>2万7,000円</u>

改 正 後			改 正 前		
44 建築基準法第68条の5の3第2項の規定に基づく許可に関する事務	地区計画又は沿道地区計画の区域内における建築物の各部分の高さの許可申請に対する審査	<u>17万5,600円</u>	44 建築基準法第68条の5の3第2項の規定に基づく許可に関する事務	地区計画又は沿道地区計画の区域内における建築物の各部分の高さの許可申請に対する審査	<u>16万円</u>
45 建築基準法第68条の5の5第1項又は同条第2項の規定に基づく認定に関する事務	地区計画等の区域内における建築物の容積率又は建築物の各部分の高さの制限の適用除外認定申請に対する審査	<u>2万9,100円</u>	45 建築基準法第68条の5の5第1項又は同条第2項の規定に基づく認定に関する事務	地区計画等の区域内における建築物の容積率又は建築物の各部分の高さの制限の適用除外認定申請に対する審査	<u>2万7,000円</u>
46 建築基準法第68条の5の6の規定に基づく認定に関する事務	地区計画等の区域内における建築物の建ぺい率の特例認定申請に対する審査	<u>2万9,100円</u>	46 建築基準法第68条の5の6の規定に基づく認定に関する事務	地区計画等の区域内における建築物の建ぺい率の特例認定申請に対する審査	<u>2万7,000円</u>
47 建築基準法第68条の7第5項の規定に基づく許可に関する事務	予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可申請に対する審査	<u>17万5,600円</u>	47 建築基準法第68条の7第5項の規定に基づく許可に関する事務	予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可申請に対する審査	<u>16万円</u>
48 建築基準法第85条第6項の規定に基づく許可に関する事務	仮設興行場等の建築許可申請に対する審査	<u>12万7,200円</u>	48 建築基準法第85条第6項の規定に基づく許可に関する事務	仮設興行場等の建築許可申請に対する審査	<u>12万円</u>
49 建築基準法第85条第7項の規定に基づく許可に関する事務	1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築許可申請に対する審査	<u>15万4,900円</u>	49 建築基準法第85条第7項の規定に基づく許可に関する事務	1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築許可申請に対する審査	<u>16万円</u>

改 正 後			改 正 前		
50 建築基準法第86条第1項の規定に基づく認定に関する事務	総合的設計による一団地の一又は二以上の建築物の特例認定申請に対する審査	建築物の数が2以下である場合にあっては8万1,000円、建築物の数が3以上である場合にあっては8万1,000円に2を超える建築物の数に2万8,800円を乗じて得た額を加算した額	50 建築基準法第86条第1項の規定に基づく認定に関する事務	総合的設計による一団地の一又は二以上の建築物の特例認定申請に対する審査	建築物の数が2以下である場合にあっては7万8,000円、建築物の数が3以上である場合にあっては7万8,000円に2を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額
51 建築基準法第86条第2項の規定に基づく認定に関する事務	既存建築物を前提とした総合的見地からした設計による建築物の特例認定申請に対する審査	建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあっては8万1,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては8万1,000円に1を超える建築物の数に2万8,800円を乗じて得た額を加算した額	51 建築基準法第86条第2項の規定に基づく認定に関する事務	既存建築物を前提とした総合的見地からした設計による建築物の特例認定申請に対する審査	建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあっては7万8,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては7万8,000円に1を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額
52 建築基準法第86条第3項の規定に基づく許可に関する事務	総合的設計による一団地の一又は二以上の建築物の特例許可申請に対する審査	建築物の数が2以下である場合にあっては24万5,900円、建築物の数が3以上である場合にあっては24万5,900円に2を超える建築物の数に2万8,500円を乗じて得た額を加算した額	52 建築基準法第86条第3項の規定に基づく許可に関する事務	総合的設計による一団地の一又は二以上の建築物の特例許可申請に対する審査	建築物の数が2以下である場合にあっては23万8,000円、建築物の数が3以上である場合にあっては23万8,000円に2を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額
53 建築基準法第86条第4項の規定に基づく許可に関する事務	既存建築物を前提とした総合的見地からした設計による建築物の特例許可申請に対する審査	建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあっては24万5,900円、建築物の数が2以上である場合にあっては24万5,900円に1を超える建築物の数に2万8,500円を乗じて得た額を加算した額	53 建築基準法第86条第4項の規定に基づく許可に関する事務	既存建築物を前提とした総合的見地からした設計による建築物の特例許可申請に対する審査	建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあっては23万8,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては23万8,000円に1を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額
54 建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく認定に関する事務	一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定申請に対する	当該新築又は増築等に係る建築物の数が1である場合にあっては8万1,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては8万1,000円に1を超える建築物の数に2万8,800円を乗じて得た額を	54 建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく認定に関する事務	一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定申請に対する	当該新築又は増築等に係る建築物の数が1である場合にあっては7万8,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては7万8,000円に1を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を

改 正 後			改 正 前		
	審査	加算した額		審査	加算した額
55 建築基準法第86条の2第2項又は同条第3項の規定に基づく許可に関する事務	一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物の増築等の許可申請に対する審査	当該新築又は増築等に係る建築物の数が1である場合にあっては <u>24万5,900円</u> 、建築物の数が2以上である場合にあっては <u>24万5,900円</u> に1を超える建築物の数に <u>2万8,500円</u> を乗じて得た額を加算した額	55 建築基準法第86条の2第2項又は同条第3項の規定に基づく許可に関する事務	一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物若しくは一敷地内許可建築物の増築等の許可申請に対する審査	当該新築又は増築等に係る建築物の数が1である場合にあっては <u>23万8,000円</u> 、建築物の数が2以上である場合にあっては <u>23万8,000円</u> に1を超える建築物の数に <u>2万8,000円</u> を乗じて得た額を加算した額
56 建築基準法第86条の5第1項の規定に基づく認定又は許可の取消しに関する事務	建築物の認定又は許可の取消し申請に対する審査	<u>6,700円</u> に現に存する建築物の数に <u>1万2,400円</u> を乗じて得た額を加算した額	56 建築基準法第86条の5第1項の規定に基づく認定又は許可の取消しに関する事務	建築物の認定又は許可の取消し申請に対する審査	<u>6,400円</u> に現に存する建築物の数に <u>1万2,000円</u> を乗じて得た額を加算した額
57 建築基準法第86条の6第2項の規定に基づく認定に関する事務	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さの制限の適用除外認定申請に対する審査	<u>2万9,100円</u>	57 建築基準法第86条の6第2項の規定に基づく認定に関する事務	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さの制限の適用除外認定申請に対する審査	<u>2万7,000円</u>
58 建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく認定に関する事務	既存の一の建築物について二以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の全体計画の認定申請に対する	<u>2万9,100円</u>	58 建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく認定に関する事務	既存の一の建築物について二以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の全体計画の認定申請に対する	<u>2万7,000円</u>

改 正 後			改 正 前		
	審査			審査	
59 建築基準法第86条の8第3項の規定に基づく認定に関する事務	既存の一の建築物について二以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の全体計画の変更の認定申請に対する審査	<u>2万9,100円</u>	59 建築基準法第86条の8第3項の規定に基づく認定に関する事務	既存の一の建築物について二以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の全体計画の変更の認定申請に対する審査	<u>2万7,000円</u>
60 建築基準法第87条の2第1項の規定に基づく認定に関する事務	既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の認定申請に対する審査	<u>2万9,100円</u>	60 建築基準法第87条の2第1項の規定に基づく認定に関する事務	既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の認定申請に対する審査	<u>2万7,000円</u>
61 建築基準法第87条の2第2項において準用する同法第86条の8第3項の規定に基づく認定に関する事務	既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の変更の認定申請に対する審査	<u>2万9,100円</u>	61 建築基準法第87条の2第2項において準用する同法第86条の8第3項の規定に基づく認定に関する事務	既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画の変更の認定申請に対する審査	<u>2万7,000円</u>
62 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく許可に関する事務	建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の許可申請に対する審査	<u>12万7,200円</u>	62 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく許可に関する事務	建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の許可申請に対する審査	<u>12万円</u>
63 建築基準法第87条の3第7項の	建築物の用途を変更して一時的	<u>15万4,900円</u>	63 建築基準法第87条の3第7項の	建築物の用途を変更して一時的	<u>16万円</u>

改 正 後			改 正 前		
規定に基づく許可に関する事務	に特別興行場等として使用する 場合の許可申請 に対する審査		規定に基づく許可に関する事務	に特別興行場等として使用する 場合の許可申請 に対する審査	
64 建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定に基づく確認及び同法第18条第2項の規定に基づく計画の通知に関する事務	確認申請及び計画の通知に対する審査	1 建築設備を設置する場合 一の建築設備につき <u>1万2,700円</u> （小荷物専用昇降機については、 <u>6,300円</u> ） 2 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合 一の建築設備につき <u>7,400円</u> （小荷物専用昇降機については、 <u>3,100円</u> ）	64 建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定に基づく確認及び同法第18条第2項の規定に基づく計画の通知に関する事務	確認申請及び計画の通知に対する審査	1 建築設備を設置する場合 一の建築設備につき <u>1万2,000円</u> （小荷物専用昇降機については、 <u>6,000円</u> ） 2 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合 一の建築設備につき <u>7,000円</u> （小荷物専用昇降機については、 <u>3,000円</u> ）
65 建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定に基づく完了検査及び同法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に関する事務	完了検査申請及び完了の通知に対する審査	一の建築設備につき <u>1万9,000円</u> （小荷物専用昇降機については、 <u>1万1,600円</u> ）	65 建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定に基づく完了検査及び同法第18条第20項の規定に基づく完了の通知（ <u>同法第87条の2において準用する同法第7条の3第1項に規定する特定工程を含む工事に係るものを除く。</u> ）に関する事務	完了検査申請及び完了の通知に対する審査	一の建築設備につき <u>1万8,000円</u> （小荷物専用昇降機については、 <u>1万1,000円</u> ）
			66 建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定に	完了検査申請及び完了の通知に対する審査	一の建築設備につき <u>1万7,000円</u> （小荷物専用昇降機については、 <u>1万1,000円</u> ）

改 正 後			改 正 前		
			基づく完了検査及び同法第18条第20項の規定に基づく完了の通知（同法第87条の4において準用する同法第7条の3第1項に規定する特定工程を含む工事に係るものに限る。）に関する事務		
66 建築基準法第87条の4において準用する同法第7条の3第1項及び同法第18条第28項の規定に基づく中間検査に関する事務	中間検査申請及び中間検査の通知に対する審査	一の建築設備につき <u>1万9,000円</u> （小荷物専用昇降機については、 <u>1万1,600円</u> ）	67 建築基準法第87条の4において準用する同法第7条の3第1項及び同法第18条第28項の規定に基づく中間検査に関する事務	中間検査申請及び中間検査の通知に対する審査	一の建築設備につき <u>1万6,000円</u> （小荷物専用昇降機については、 <u>1万1,000円</u> ）
67 建築基準法第88条第1項又は同条第2項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく確認及び同法第18条第2項の規定に基づく計画の通知に関する事務	確認申請及び計画の通知に対する審査	1 工作物を築造する場合 一の工作物につき <u>1万1,600円</u> 2 確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合 一の工作物につき <u>6,300円</u>	68 建築基準法第88条第1項又は同条第2項において準用する同法第6条第1項の規定に基づく確認及び同法第18条第2項の規定に基づく計画の通知に関する事務	確認申請及び計画の通知に対する審査	1 工作物を築造する場合 一の工作物につき <u>1万1,000円</u> 2 確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合 一の工作物につき <u>6,000円</u>
68 建築基準法第88条第1項又は同条第2項において	完了検査申請及び完了の通知に対する審査	一の工作物につき <u>1万3,800円</u>	69 建築基準法第88条第1項又は同条第2項において	完了検査申請及び完了の通知に対する審査	一の工作物につき <u>1万3,000円</u>

改 正 後			改 正 前		
準用する同法第7条第1項の規定に基づく完了検査及び同法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に関する事務			準用する同法第7条第1項の規定に基づく完了検査及び同法第18条第20項の規定に基づく完了の通知に関する事務		
69 建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条の3第1項及び同法第18条第28項の規定に基づく中間検査に関する事務	中間検査申請及び中間検査の通知に対する審査	一の工作物につき <u>1万3,800円</u>	70 建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条の3第1項及び同法第18条第28項の規定に基づく中間検査に関する事務	中間検査申請及び中間検査の通知に対する審査	一の工作物につき <u>1万3,000円</u>
70 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の12第6項の規定に基づく認定に関する事務	敷地と道路との関係に関する制限の適用除外認定申請に対する審査	<u>2万9,100円</u>	71 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の12第6項の規定に基づく認定に関する事務	敷地と道路との関係に関する制限の適用除外認定申請に対する審査	<u>2万7,000円</u>
71 建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく認定に関する事務	道路内における建築認定申請に対する審査	<u>2万9,100円</u>	72 建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく認定に関する事務	道路内における建築認定申請に対する審査	<u>2万7,000円</u>
72 略			73 略		
別表第5(第2条関係)			別表第5(第2条関係)		
事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の金額	事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の金額
1 長期優良住宅の普及の促進に関す	(1) 住宅の品質確保の促進等	ア 一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分	1 長期優良住宅の普及の促進に関す	(1) 住宅の品質確保の促進等	ア 一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分

改 正 後			改 正 前		
る法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画（以下「長期優良住宅建築等計画」という。）の認定の申請（4の項に掲げる申請を除く。）に関する事務（住宅を新築する場合に限る。）	に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定による登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）が交付する同法第6条の2第5項に規定する確認書若しくは同項に規定する住宅性能評価書又はこれらの写し（以下「確認書等」という。）の提出があった場合の認定申請に対する審査	を有しないものに限る。以下同じ。） <u>1万2,900円</u> イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項に規定する区分所有住宅（以下「区分所有住宅」という。）を除く。以下この表において同じ。） 床面積（当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積をいう。以下この項から4の項まで、5の項(2)、6の項(2)及び7の項(2)において同じ。）の区分に応じ、それぞれ次に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額） (ア) 500㎡以内のもの <u>2万3,800円</u> (イ) 500㎡を超え、1,000㎡以内のもの <u>3万9,500円</u> (ウ) 1,000㎡を超え、3,000㎡以内のもの <u>6万6,000円</u> (エ) 3,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの <u>10万5,900円</u> (オ) 5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの <u>16万1,800円</u> (カ) 10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの <u>27万5,000</u>	る法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画（以下「長期優良住宅建築等計画」という。）の認定の申請（4の項に掲げる申請を除く。）に関する事務（住宅を新築する場合に限る。）	に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定による登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）が交付する同法第6条の2第5項に規定する確認書若しくは同項に規定する住宅性能評価書又はこれらの写し（以下「確認書等」という。）の提出があった場合の認定申請に対する審査	を有しないものに限る。以下同じ。） <u>1万2,400円</u> イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項に規定する区分所有住宅（以下「区分所有住宅」という。）を除く。以下この表において同じ。） 床面積（当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積をいう。以下この項から4の項まで、5の項(2)、6の項(2)及び7の項(2)において同じ。）の区分に応じ、それぞれ次に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額） (ア) 500㎡以内のもの <u>2万2,800円</u> (イ) 500㎡を超え、1,000㎡以内のもの <u>3万7,800円</u> (ウ) 1,000㎡を超え、3,000㎡以内のもの <u>6万3,100円</u> (エ) 3,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの <u>10万1,200円</u> (オ) 5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの <u>15万4,600円</u> (カ) 10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの <u>26万2,800</u>

改 正 後			改 正 前		
		円 (キ) 20,000㎡を超え, 30,000㎡以内のもの <u>34万8,300</u> 円 (ク) 30,000㎡を超えるもの <u>39万5,500円</u> ウ 略			円 (キ) 20,000㎡を超え, 30,000㎡以内のもの <u>33万2,900</u> 円 (ク) 30,000㎡を超えるもの <u>37万8,000円</u> ウ 略
	(2) 確認書等の提出がなかった場合の認定申請に対する審査	ア 一戸建ての住宅 <u>4万8,900</u> 円 イ 共同住宅等 床面積の区分に応じ, それぞれ次に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは, これを切り捨てた額) (ア) 500㎡以内のもの <u>11万5,300円</u> (イ) 500㎡を超え, 1,000㎡以内のもの <u>18万4,600円</u> (ウ) 1,000㎡を超え, 3,000㎡以内のもの <u>36万5,100円</u> (エ) 3,000㎡を超え, 5,000㎡以内のもの <u>65万4,100円</u> (オ) 5,000㎡を超え, 10,000㎡以内のもの <u>112万円4,600</u> 円 (カ) 10,000㎡を超え, 20,000㎡以内のもの <u>208万900円</u> (キ) 20,000㎡を超え, 30,000㎡以内のもの <u>297万3,300</u> 円		(2) 確認書等の提出がなかった場合の認定申請に対する審査	ア 一戸建ての住宅 <u>4万6,800</u> 円 イ 共同住宅等 床面積の区分に応じ, それぞれ次に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは, これを切り捨てた額) (ア) 500㎡以内のもの <u>11万200円</u> (イ) 500㎡を超え, 1,000㎡以内のもの <u>17万6,500円</u> (ウ) 1,000㎡を超え, 3,000㎡以内のもの <u>34万8,900円</u> (エ) 3,000㎡を超え, 5,000㎡以内のもの <u>62万4,900円</u> (オ) 5,000㎡を超え, 10,000㎡以内のもの <u>107万円4,400</u> 円 (カ) 10,000㎡を超え, 20,000㎡以内のもの <u>198万8,000</u> 円 (キ) 20,000㎡を超え, 30,000㎡以内のもの <u>284万500円</u>

改 正 後			改 正 前		
		(ク) 30,000㎡を超えるもの <u>364万2,400円</u> ウ 略			(ク) 30,000㎡を超えるもの <u>347万9,700円</u> ウ 略
2 長期優良住宅建築等計画の認定の申請(4の項に掲げる申請を除く。)に関する事務(住宅を増築又は改築する場合に限る。)	(1) 確認書等の提出があった場合の認定申請に対する審査	ア 一戸建ての住宅 <u>1万9,500円</u> イ 共同住宅等 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) (ア) 500㎡以内のもの <u>3万5,800円</u> (イ) 500㎡を超え、1,000㎡以内のもの <u>5万9,300円</u> (ウ) 1,000㎡を超え、3,000㎡以内のもの <u>9万8,900円</u> (エ) 3,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの <u>15万8,900円</u> (オ) 5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの <u>24万2,700円</u> (カ) 10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの <u>41万2,600円</u> (キ) 20,000㎡を超え、30,000㎡以内のもの <u>52万2,700円</u> (ク) 30,000㎡を超えるもの <u>59万3,400円</u> ウ 略	2 長期優良住宅建築等計画の認定の申請(4の項に掲げる申請を除く。)に関する事務(住宅を増築又は改築する場合に限る。)	(1) 確認書等の提出があった場合の認定申請に対する審査	ア 一戸建ての住宅 <u>1万8,700円</u> イ 共同住宅等 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) (ア) 500㎡以内のもの <u>3万4,300円</u> (イ) 500㎡を超え、1,000㎡以内のもの <u>5万6,700円</u> (ウ) 1,000㎡を超え、3,000㎡以内のもの <u>9万4,600円</u> (エ) 3,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの <u>15万1,900円</u> (オ) 5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの <u>23万2,000円</u> (カ) 10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの <u>39万4,300円</u> (キ) 20,000㎡を超え、30,000㎡以内のもの <u>49万9,400円</u> (ク) 30,000㎡を超えるもの <u>56万7,000円</u> ウ 略
	(2) 確認書等の提出がなかった	ア 一戸建ての住宅 <u>7万4,000円</u>		(2) 確認書等の提出がなかった	ア 一戸建ての住宅 <u>7万400円</u>

改 正 後			改 正 前		
	た場合の認定申請に対する審査	イ 共同住宅等 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額） (ア) 500㎡以内のもの <u>17万4,300円</u> (イ) 500㎡を超え、1,000㎡以内のもの <u>27万9,200円</u> (ウ) 1,000㎡を超え、3,000㎡以内のもの <u>55万1,800円</u> (エ) 3,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの <u>98万8,500円</u> (オ) 5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの <u>169万9,600円</u> (カ) 10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの <u>314万4,800円</u> (キ) 20,000㎡を超え、30,000㎡以内のもの <u>449万3,400円</u> (ク) 30,000㎡を超えるもの <u>550万4,600円</u> ウ 略		た場合の認定申請に対する審査	イ 共同住宅等 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額） (ア) 500㎡以内のもの <u>16万5,700円</u> (イ) 500㎡を超え、1,000㎡以内のもの <u>26万5,300円</u> (ウ) 1,000㎡を超え、3,000㎡以内のもの <u>52万4,300円</u> (エ) 3,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの <u>93万9,200円</u> (オ) 5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの <u>161万4,800円</u> (カ) 10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの <u>298万7,800円</u> (キ) 20,000㎡を超え、30,000㎡以内のもの <u>426万9,000円</u> (ク) 30,000㎡を超えるもの <u>522万9,700円</u> ウ 略
3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項及び第7項の規定による長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に關す	(1) 確認書等の提出があった場合の認定申請に対する審査	ア 一戸建ての住宅 <u>1万9,500円</u> イ 共同住宅等 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額（その額に100円未満	3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項及び第7項の規定による長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に關す	(1) 確認書等の提出があった場合の認定申請に対する審査	ア 一戸建ての住宅 <u>1万8,700円</u> イ 共同住宅等 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額（その額に100円未満

改 正 後			改 正 前		
る事務		の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) (ア) 500㎡以内のもの <u>3万5,800円</u> (イ) 500㎡を超え、1,000㎡以内のもの <u>5万9,300円</u> (ウ) 1,000㎡を超え、3,000㎡以内のもの <u>9万8,900円</u> (エ) 3,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの <u>15万8,900円</u> (オ) 5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの <u>24万2,700円</u> (カ) 10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの <u>41万2,600円</u> (キ) 20,000㎡を超え、30,000㎡以内のもの <u>52万2,700円</u> (ク) 30,000㎡を超えるもの <u>59万3,400円</u> ウ 略	る事務		の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) (ア) 500㎡以内のもの <u>3万4,300円</u> (イ) 500㎡を超え、1,000㎡以内のもの <u>5万6,700円</u> (ウ) 1,000㎡を超え、3,000㎡以内のもの <u>9万4,600円</u> (エ) 3,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの <u>15万1,900円</u> (オ) 5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの <u>23万2,000円</u> (カ) 10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの <u>39万4,300円</u> (キ) 20,000㎡を超え、30,000㎡以内のもの <u>49万9,400円</u> (ク) 30,000㎡を超えるもの <u>56万7,000円</u> ウ 略
	(2) 確認書等の提出がなかった場合の認定申請に対する審査	ア 一戸建ての住宅 <u>7万4,000円</u> イ 共同住宅等 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) (ア) 500㎡以内のもの <u>17万4,300円</u> (イ) 500㎡を超え、1,000㎡以		(2) 確認書等の提出がなかった場合の認定申請に対する審査	ア 一戸建ての住宅 <u>7万400円</u> イ 共同住宅等 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) (ア) 500㎡以内のもの <u>16万5,700円</u> (イ) 500㎡を超え、1,000㎡以

改 正 後			改 正 前		
		内のもの <u>27万9,200円</u> (ウ) 1,000㎡を超え, 3,000㎡ 以内のもの <u>55万1,800円</u> (エ) 3,000㎡を超え, 5,000㎡ 以内のもの <u>98万8,500円</u> (オ) 5,000㎡を超え, 10,000㎡ 以内のもの <u>169万9,600円</u> (カ) 10,000㎡を超え, 20,000 ㎡以内のもの <u>314万4,800</u> <u>円</u> (キ) 20,000㎡を超え, 30,000 ㎡以内のもの <u>449万3,400</u> <u>円</u> (ク) 30,000㎡を超えるもの <u>550万4,600円</u> ウ 略			内のもの <u>26万5,300円</u> (ウ) 1,000㎡を超え, 3,000㎡ 以内のもの <u>52万4,300円</u> (エ) 3,000㎡を超え, 5,000㎡ 以内のもの <u>93万9,200円</u> (オ) 5,000㎡を超え, 10,000㎡ 以内のもの <u>161万4,800円</u> (カ) 10,000㎡を超え, 20,000 ㎡以内のもの <u>298万7,800</u> <u>円</u> (キ) 20,000㎡を超え, 30,000 ㎡以内のもの <u>426万9,000</u> <u>円</u> (ク) 30,000㎡を超えるもの <u>522万9,700円</u> ウ 略
4 略			4 略		
5 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による認定長期優良住宅建築等計画(同法第9条第1項に規定する認定長期優良住宅建築等計画をいう。以下同じ。)の変更の認定の申請(8の項及び9の項に掲げる申請を除く。)に関する事務(住宅を新築する場合に限る。)	(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に係る部分の認定長期優良住宅建築等計画の変更について、当該変更の内容に係る確認書等の提出がなかった場合の変更の認定申請に対する	ア 一戸建ての住宅 <u>2万4,400円</u> イ 共同住宅等 床面積(当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積のうち当該変更に係る部分の2分の1(床面積の増加する部分)にあっては、当該増加する部分)の床面積をいう。)の区分に応じ、それぞれ次に定める額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) (ア) 500㎡以内のもの <u>11万5,</u>	5 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による認定長期優良住宅建築等計画(同法第9条第1項に規定する認定長期優良住宅建築等計画をいう。以下同じ。)の変更の認定の申請(8の項及び9の項に掲げる申請を除く。)に関する事務(住宅を新築する場合に限る。)	(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に係る部分の認定長期優良住宅建築等計画の変更について、当該変更の内容に係る確認書等の提出がなかった場合の変更の認定申請に対する	ア 一戸建ての住宅 <u>2万3,400円</u> イ 共同住宅等 床面積(当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積のうち当該変更に係る部分の2分の1(床面積の増加する部分)にあっては、当該増加する部分)の床面積をいう。)の区分に応じ、それぞれ次に定める額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) (ア) 500㎡以内のもの <u>11万20</u>

改 正 後			改 正 前		
	審査	<u>300円</u> (イ) 500㎡を超え, 1,000㎡以内のもの <u>18万4,600円</u> (ウ) 1,000㎡を超え, 3,000㎡以内のもの <u>36万5,100円</u> (エ) 3,000㎡を超え, 5,000㎡以内のもの <u>65万4,100円</u> (オ) 5,000㎡を超え, 10,000㎡以内のもの <u>112万4,600円</u> (カ) 10,000㎡を超え, 20,000㎡以内のもの <u>208万900円</u> (キ) 20,000㎡を超え, 30,000㎡以内のもの <u>297万3,300円</u> (ク) 30,000㎡を超えるもの <u>364万2,400円</u> ウ 略		審査	<u>0円</u> (イ) 500㎡を超え, 1,000㎡以内のもの <u>17万6,500円</u> (ウ) 1,000㎡を超え, 3,000㎡以内のもの <u>34万8,900円</u> (エ) 3,000㎡を超え, 5,000㎡以内のもの <u>62万4,900円</u> (オ) 5,000㎡を超え, 10,000㎡以内のもの <u>107万4,400円</u> (カ) 10,000㎡を超え, 20,000㎡以内のもの <u>198万8,000円</u> (キ) 20,000㎡を超え, 30,000㎡以内のもの <u>284万500円</u> (ク) 30,000㎡を超えるもの <u>347万9,700円</u> ウ 略
	(2) その他の変更の場合の認定申請に対する審査	ア 一戸建ての住宅 <u>6,400円</u> イ 共同住宅等 床面積の区分に応じ, それぞれ次に定める額に2分の1を乗じて得た額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額 (その額に100円未満の端数を生じたときは, これを切り捨てた額) (ア) 500㎡以内のもの <u>2万3,800円</u> (イ) 500㎡を超え, 1,000㎡以内のもの <u>3万9,500円</u> (ウ) 1,000㎡を超え, 3,000㎡以内のもの <u>6万6,000円</u>		(2) その他の変更の場合の認定申請に対する審査	ア 一戸建ての住宅 <u>6,200円</u> イ 共同住宅等 床面積の区分に応じ, それぞれ次に定める額に2分の1を乗じて得た額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額 (その額に100円未満の端数を生じたときは, これを切り捨てた額) (ア) 500㎡以内のもの <u>2万2,800円</u> (イ) 500㎡を超え, 1,000㎡以内のもの <u>3万7,800円</u> (ウ) 1,000㎡を超え, 3,000㎡以内のもの <u>6万3,100円</u>

改 正 後			改 正 前		
		(エ) 3,000㎡を超え, 5,000㎡以内のもの <u>10万5,900円</u> (オ) 5,000㎡を超え, 10,000㎡以内のもの <u>16万1,800円</u> (カ) 10,000㎡を超え, 20,000㎡以内のもの <u>27万5,000円</u> (キ) 20,000㎡を超え, 30,000㎡以内のもの <u>34万8,300円</u> (ク) 30,000㎡を超えるもの <u>39万5,500円</u> ウ 略			(エ) 3,000㎡を超え, 5,000㎡以内のもの <u>10万1,200円</u> (オ) 5,000㎡を超え, 10,000㎡以内のもの <u>15万4,600円</u> (カ) 10,000㎡を超え, 20,000㎡以内のもの <u>26万2,800円</u> (キ) 20,000㎡を超え, 30,000㎡以内のもの <u>33万2,900円</u> (ク) 30,000㎡を超えるもの <u>37万8,000円</u> ウ 略
6 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請(8の項及び9の項に掲げる申請を除く。)に関する事務(住宅を増築又は改築する場合に限る。)	(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に係る部分の認定長期優良住宅建築等計画の変更について, 当該変更の内容に係る確認書等の提出がなかった場合の変更の認定申請に対する審査	ア 一戸建ての住宅 <u>3万6,900円</u> イ 共同住宅等 床面積(当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積のうち当該変更に係る部分の2分の1(床面積の増加する部分にあっては, 当該増加する部分)の床面積をいう。)の区分に応じ, それぞれ次に定める額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは, これを切り捨てた額) (ア) 500㎡以内のもの <u>17万4,300円</u> (イ) 500㎡を超え, 1,000㎡以内のもの <u>27万9,200円</u> (ウ) 1,000㎡を超え, 3,000㎡	6 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請(8の項及び9の項に掲げる申請を除く。)に関する事務(住宅を増築又は改築する場合に限る。)	(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に係る部分の認定長期優良住宅建築等計画の変更について, 当該変更の内容に係る確認書等の提出がなかった場合の変更の認定申請に対する審査	ア 一戸建ての住宅 <u>3万5,200円</u> イ 共同住宅等 床面積(当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積のうち当該変更に係る部分の2分の1(床面積の増加する部分にあっては, 当該増加する部分)の床面積をいう。)の区分に応じ, それぞれ次に定める額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは, これを切り捨てた額) (ア) 500㎡以内のもの <u>16万5,700円</u> (イ) 500㎡を超え, 1,000㎡以内のもの <u>26万5,300円</u> (ウ) 1,000㎡を超え, 3,000㎡

改 正 後			改 正 前		
		以内のもの <u>55万1,800円</u> (エ) 3,000㎡を超え, 5,000㎡以内のもの <u>98万8,500円</u> (オ) 5,000㎡を超え, 10,000㎡以内のもの <u>169万9,600円</u> (カ) 10,000㎡を超え, 20,000㎡以内のもの <u>314万4,800円</u> (キ) 20,000㎡を超え, 30,000㎡以内のもの <u>449万3,400円</u> (ク) 30,000㎡を超えるもの <u>550万4,600円</u> ウ 略			以内のもの <u>52万4,300円</u> (エ) 3,000㎡を超え, 5,000㎡以内のもの <u>93万9,200円</u> (オ) 5,000㎡を超え, 10,000㎡以内のもの <u>161万4,800円</u> (カ) 10,000㎡を超え, 20,000㎡以内のもの <u>298万7,800円</u> (キ) 20,000㎡を超え, 30,000㎡以内のもの <u>426万9,000円</u> (ク) 30,000㎡を超えるもの <u>522万9,700円</u> ウ 略
	(2) その他の変更の場合の認定申請に対する審査	ア 一戸建ての住宅 <u>9,700円</u> イ 共同住宅等 床面積の区分に応じ, それぞれ次に定める額に2分の1を乗じて得た額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額 (その額に100円未満の端数を生じたときは, これを切り捨てた額) (ア) 500㎡以内のもの <u>3万5,800円</u> (イ) 500㎡を超え, 1,000㎡以内のもの <u>5万9,300円</u> (ウ) 1,000㎡を超え, 3,000㎡以内のもの <u>9万8,900円</u> (エ) 3,000㎡を超え, 5,000㎡以内のもの <u>15万8,900円</u> (オ) 5,000㎡を超え, 10,000㎡以内のもの <u>24万2,700円</u>		(2) その他の変更の場合の認定申請に対する審査	ア 一戸建ての住宅 <u>9,300円</u> イ 共同住宅等 床面積の区分に応じ, それぞれ次に定める額に2分の1を乗じて得た額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額 (その額に100円未満の端数を生じたときは, これを切り捨てた額) (ア) 500㎡以内のもの <u>3万4,300円</u> (イ) 500㎡を超え, 1,000㎡以内のもの <u>5万6,700円</u> (ウ) 1,000㎡を超え, 3,000㎡以内のもの <u>9万4,600円</u> (エ) 3,000㎡を超え, 5,000㎡以内のもの <u>15万1,900円</u> (オ) 5,000㎡を超え, 10,000㎡以内のもの <u>23万2,000円</u>

改 正 後			改 正 前		
		(カ) 10,000㎡を超え, 20,000㎡以内のもの <u>41万2,600円</u> (キ) 20,000㎡を超え, 30,000㎡以内のもの <u>52万2,700円</u> (ク) 30,000㎡を超えるもの <u>59万3,400円</u> ウ 略			(カ) 10,000㎡を超え, 20,000㎡以内のもの <u>39万4,300円</u> (キ) 20,000㎡を超え, 30,000㎡以内のもの <u>49万9,400円</u> (ク) 30,000㎡を超えるもの <u>56万7,000円</u> ウ 略
7 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による認定長期優良住宅維持保全計画（同法第10条第2号ロに規定する認定長期優良住宅維持保全計画をいう。以下同じ。）の変更の認定の申請に関する事務	(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に係る部分の認定長期優良住宅維持保全計画の変更について、当該変更の内容に係る確認書等の提出がなかった場合の変更の認定申請に対する審査	ア 一戸建ての住宅 <u>3万6,900円</u> イ 共同住宅等 床面積（当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積のうち当該変更に係る部分の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分）の床面積をいう。）の区分に応じ、それぞれ次に定める額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額） (ア) 500㎡以内のもの <u>17万4,300円</u> (イ) 500㎡を超え, 1,000㎡以内のもの <u>27万9,200円</u> (ウ) 1,000㎡を超え, 3,000㎡以内のもの <u>55万1,800円</u> (エ) 3,000㎡を超え, 5,000㎡以内のもの <u>98万8,500円</u> (オ) 5,000㎡を超え, 10,000㎡	7 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による認定長期優良住宅維持保全計画（同法第10条第2号ロに規定する認定長期優良住宅維持保全計画をいう。以下同じ。）の変更の認定の申請に関する事務	(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に係る部分の認定長期優良住宅維持保全計画の変更について、当該変更の内容に係る確認書等の提出がなかった場合の変更の認定申請に対する審査	ア 一戸建ての住宅 <u>3万5,200円</u> イ 共同住宅等 床面積（当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積のうち当該変更に係る部分の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分）の床面積をいう。）の区分に応じ、それぞれ次に定める額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額） (ア) 500㎡以内のもの <u>16万5,700円</u> (イ) 500㎡を超え, 1,000㎡以内のもの <u>26万5,300円</u> (ウ) 1,000㎡を超え, 3,000㎡以内のもの <u>52万4,300円</u> (エ) 3,000㎡を超え, 5,000㎡以内のもの <u>93万9,200円</u> (オ) 5,000㎡を超え, 10,000㎡

改 正 後			改 正 前		
		以内のもの <u>169万9,600円</u> (カ) 10,000㎡を超え, 20,000㎡以内のもの <u>314万4,800円</u> (キ) 20,000㎡を超え, 30,000㎡以内のもの <u>449万3,400円</u> (ク) 30,000㎡を超えるもの <u>550万4,600円</u> ウ 略			以内のもの <u>161万4,800円</u> (カ) 10,000㎡を超え, 20,000㎡以内のもの <u>298万7,800円</u> (キ) 20,000㎡を超え, 30,000㎡以内のもの <u>426万9,000円</u> (ク) 30,000㎡を超えるもの <u>522万9,700円</u> ウ 略
	(2) その他の変更の場合の認定申請に対する審査	ア 一戸建ての住宅 <u>9,700円</u> イ 共同住宅等 床面積の区分に応じ, それぞれ次に定める額に2分の1を乗じて得た額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額 (その額に100円未満の端数を生じたときは, これを切り捨てた額) (ア) 500㎡以内のもの <u>3万5,800円</u> (イ) 500㎡を超え, 1,000㎡以内のもの <u>5万9,300円</u> (ウ) 1,000㎡を超え, 3,000㎡以内のもの <u>9万8,900円</u> (エ) 3,000㎡を超え, 5,000㎡以内のもの <u>15万8,900円</u> (オ) 5,000㎡を超え, 10,000㎡以内のもの <u>24万2,700円</u> (カ) 10,000㎡を超え, 20,000㎡以内のもの <u>41万2,600円</u> (キ) 20,000㎡を超え, 30,000		(2) その他の変更の場合の認定申請に対する審査	ア 一戸建ての住宅 <u>9,300円</u> イ 共同住宅等 床面積の区分に応じ, それぞれ次に定める額に2分の1を乗じて得た額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額 (その額に100円未満の端数を生じたときは, これを切り捨てた額) (ア) 500㎡以内のもの <u>3万4,300円</u> (イ) 500㎡を超え, 1,000㎡以内のもの <u>5万6,700円</u> (ウ) 1,000㎡を超え, 3,000㎡以内のもの <u>9万4,600円</u> (エ) 3,000㎡を超え, 5,000㎡以内のもの <u>15万1,900円</u> (オ) 5,000㎡を超え, 10,000㎡以内のもの <u>23万2,000円</u> (カ) 10,000㎡を超え, 20,000㎡以内のもの <u>39万4,300円</u> (キ) 20,000㎡を超え, 30,000

改 正 後			改 正 前		
		㎡以内のもの <u>52万2,700円</u> (ク) 30,000㎡を超えるもの <u>59万3,400円</u> ウ 略			㎡以内のもの <u>49万9,400円</u> (ク) 30,000㎡を超えるもの <u>56万7,000円</u> ウ 略
8 略			8 略		
9 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合又は同条第3項の規定による管理者等が選任された場合における同法第8条第1項の規定による認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に関する事務	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合又は同条第3項の規定による管理者等が選任された場合における同法第8条第1項の規定による認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	<u>6,400円</u>	9 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合又は同条第3項の規定による管理者等が選任された場合における同法第8条第1項の規定による認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に関する事務	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合又は同条第3項の規定による管理者等が選任された場合における同法第8条第1項の規定による認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	<u>6,200円</u>
10 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定による計画の認定を受けた地位の承継の承認申請に関する事務	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定による計画の認定を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	<u>6,400円</u>	10 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定による計画の認定を受けた地位の承継の承認申請に関する事務	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定による計画の認定を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	<u>6,200円</u>
11 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条	<u>17万5,600円</u>	11 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条	<u>16万7,500円</u>

改 正 後			改 正 前		
条第1項の規定による容積率の特例の許可の申請に関する事務	第1項の規定による容積率の特例の許可の申請に対する審査		条第1項の規定による容積率の特例の許可の申請に関する事務	第1項の規定による容積率の特例の許可の申請に対する審査	
別表第6（第2条関係）			別表第6（第2条関係）		
事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の金額	事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の金額
1 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画（以下「低炭素建築物新築等計画」という。）の認定の申請（2の項に掲げる申請を除く。）に関する事務	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第14条第1項の規定による登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）若しくは登録住宅性能評価機関（当該申請の対象とする範囲に非居住部分が含まれる場合においては、登録建築物エネルギー	ア 一戸建ての住宅 <u>4,700円</u> イ 非居住部分を有しない共同住宅等の建築物全体 （ア）共用部分（人の居住のみに供するものに限る。以下同じ。）がある場合 共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額及び（イ）aからiまでに掲げる戸数の区分に応じ、それぞれに定める額を合算した額 a 300㎡以内のもの <u>9,600円</u> b 300㎡を超え、2,000㎡以内のもの <u>2万7,600円</u> c 2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの <u>8万3,000円</u> d 5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの <u>13万1,200円</u> e 10,000㎡を超え、25,000㎡以内のもの <u>16万6,100円</u> f 25,000㎡を超えるもの <u>20万7,400円</u>	1 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画（以下「低炭素建築物新築等計画」という。）の認定の申請（2の項に掲げる申請を除く。）に関する事務	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項の規定による登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）若しくは登録住宅性能評価機関（当該申請の対象とする範囲に非居住部分が含まれる場合においては、登録建築物エネルギー	ア 一戸建ての住宅 <u>4,500円</u> イ 非居住部分を有しない共同住宅等の建築物全体 （ア）共用部分（人の居住のみに供するものに限る。以下同じ。）がある場合 共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額及び（イ）aからiまでに掲げる戸数の区分に応じ、それぞれに定める額を合算した額 a 300㎡以内のもの <u>9,100円</u> b 300㎡を超え、2,000㎡以内のもの <u>2万6,100円</u> c 2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの <u>7万8,500円</u> d 5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの <u>12万4,000円</u> e 10,000㎡を超え、25,000㎡以内のもの <u>15万7,000円</u> f 25,000㎡を超えるもの <u>19万6,000円</u>

改 正 後			改 正 前		
	消費性能判定機関。以下同じ。)が交付する適合証(当該低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。)又は市長が別に定める書類の提出があった場合の認定申請に対する審査	(イ) 共用部分がない場合 戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額 a 1戸のもの <u>4,700円</u> b 1戸を超え、5戸以内のもの <u>9,600円</u> c 5戸を超え、10戸以内のもの <u>1万6,600円</u> d 10戸を超え、25戸以内のもの <u>2万7,600円</u> e 25戸を超え、50戸以内のもの <u>4万6,300円</u> f 50戸を超え、100戸以内のもの <u>8万3,000円</u> g 100戸を超え、200戸以内のもの <u>13万1,200円</u> h 200戸を超え、300戸以内のもの <u>16万6,100円</u> i 300戸を超えるもの <u>17万6,700円</u> ウ 複合建築物(非居住部分を有する共同住宅等をいう。以下同じ。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 建築物全体 a 共用部分がある場合 イの(ア) aからfまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれに定める額、イの(イ) aからiまでに掲げる戸数の区分に応じ、それぞれに定める額及び非居住部分の床面積の区分に応じ、それぞ		消費性能判定機関。以下同じ。)が交付する適合証(当該低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。)又は市長が別に定める書類の提出があった場合の認定申請に対する審査	(イ) 共用部分がない場合 戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額 a 1戸のもの <u>4,500円</u> b 1戸を超え、5戸以内のもの <u>9,100円</u> c 5戸を超え、10戸以内のもの <u>1万5,700円</u> d 10戸を超え、25戸以内のもの <u>2万6,100円</u> e 25戸を超え、50戸以内のもの <u>4万3,800円</u> f 50戸を超え、100戸以内のもの <u>7万8,500円</u> g 100戸を超え、200戸以内のもの <u>12万4,000円</u> h 200戸を超え、300戸以内のもの <u>15万7,000円</u> i 300戸を超えるもの <u>16万7,000円</u> ウ 複合建築物(非居住部分を有する共同住宅等をいう。以下同じ。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 建築物全体 a 共用部分がある場合 イの(ア) aからfまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれに定める額、イの(イ) aからiまでに掲げる戸数の区分に応じ、それぞれに定める額及び非居住部分の床面積の区分に応じ、それぞ

改 正 後			改 正 前		
		れ次に定める額を合算した額 (a) 300㎡以内のもの <u>9,600円</u> (b) 300㎡を超え, <u>2,000㎡</u>以内のもの <u>2万7,600円</u> (c) 2,000㎡を超え, 5,000㎡以内のもの <u>8万3,000円</u> (d) 5,000㎡を超え, 10,000㎡以内のもの <u>13万1,200円</u> (e) 10,000㎡を超え, 25,000㎡以内のもの <u>16万6,100円</u> (f) 25,000㎡を超えるもの <u>20万7,400円</u> b 略 (イ)及び(ウ) 略 エ 略			れ次に定める額を合算した額 (a) 300㎡以内のもの <u>9,100円</u> (b) 300㎡を超え, <u>1,000㎡</u>以内のもの <u>1万6,000円</u> (c) <u>1,000㎡</u>を超え, <u>2,000㎡</u>以内のもの <u>2万6,100円</u> (d) 2,000㎡を超え, 5,000㎡以内のもの <u>7万8,500円</u> (e) 5,000㎡を超え, 10,000㎡以内のもの <u>12万4,000円</u> (f) 10,000㎡を超え, 25,000㎡以内のもの <u>15万7,000円</u> (g) 25,000㎡を超えるもの <u>19万6,000円</u> b 略 (イ)及び(ウ) 略 エ 略
	(2) その他の場合の認定申請に対する審査	ア 一戸建ての住宅 <u>3万5,200円</u> イ 非居住部分を有しない共同住宅等の建築物全体 (ア) 共用部分がある場合 共用部分の床面積の区分に応じ, それぞれ次に定める額及び(イ) aからiまでに掲げる戸数の区分に応じ, それぞれに定める額を合算した額 a 300㎡以内のもの <u>11万2,100円</u>		(2) その他の場合の認定申請に対する審査	ア 一戸建ての住宅 <u>3万3,300円</u> イ 非居住部分を有しない共同住宅等の建築物全体 (ア) 共用部分がある場合 共用部分の床面積の区分に応じ, それぞれ次に定める額及び(イ) aからiまでに掲げる戸数の区分に応じ, それぞれに定める額を合算した額 a 300㎡以内のもの <u>10万6,000円</u>

改 正 後			改 正 前		
		b 300㎡を超え、2,000㎡以内のもの <u>18万6,300円</u> c 2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの <u>29万円</u> d 5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの <u>37万2,600円</u> e 10,000㎡を超え、25,000㎡以内のもの <u>44万5,600円</u> f 25,000㎡を超えるもの <u>51万8,700円</u> (イ) 共用部分がない場合 戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額 a 1戸のもの <u>3万5,200円</u> b 1戸を超え、5戸以内のもの <u>7万1,300円</u> c 5戸を超え、10戸以内のもの <u>10万400円</u> d 10戸を超え、25戸以内のもの <u>14万700円</u> e 25戸を超え、50戸以内のもの <u>20万2,100円</u> f 50戸を超え、100戸以内のもの <u>29万1,100円</u> g 100戸を超え、200戸以内のもの <u>39万3,700円</u> h 200戸を超え、300戸以内のもの <u>51万6,500円</u> i 300戸を超えるもの <u>60万6,500円</u> ウ 複合建築物 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定め			b 300㎡を超え、2,000㎡以内のもの <u>17万6,000円</u> c 2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの <u>27万4,000円</u> d 5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの <u>35万2,000円</u> e 10,000㎡を超え、25,000㎡以内のもの <u>42万1,000円</u> f 25,000㎡を超えるもの <u>49万円</u> (イ) 共用部分がない場合 戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額 a 1戸のもの <u>3万3,300円</u> b 1戸を超え、5戸以内のもの <u>6万7,400円</u> c 5戸を超え、10戸以内のもの <u>9万4,900円</u> d 10戸を超え、25戸以内のもの <u>13万3,000円</u> e 25戸を超え、50戸以内のもの <u>19万1,000円</u> f 50戸を超え、100戸以内のもの <u>27万5,000円</u> g 100戸を超え、200戸以内のもの <u>37万2,000円</u> h 200戸を超え、300戸以内のもの <u>48万8,000円</u> i 300戸を超えるもの <u>57万3,000円</u> ウ 複合建築物 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定め

改 正 後			改 正 前		
		る額 (ア) 建築物全体 a 共用部分がある場合 イの(ア) aからfまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれに定める額、イの(イ) aからiまでに掲げる戸数の区分に応じ、それぞれに定める額及び非居住部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額 (a) 300㎡以内のもの <u>24万8,700円</u> (b) 300㎡を超え、1,000㎡以内のもの <u>31万100円</u> (c) 1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの <u>39万6,900円</u> (d) 2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの <u>56万5,200円</u> (e) 5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの <u>69万4,400円</u> (f) 10,000㎡を超え、25,000㎡以内のもの <u>81万8,300円</u> (g) 25,000㎡を超えるもの <u>93万3,600円</u> b 略 (イ)及び(ウ) 略 エ 略			る額 (ア) 建築物全体 a 共用部分がある場合 イの(ア) aからfまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれに定める額、イの(イ) aからiまでに掲げる戸数の区分に応じ、それぞれに定める額及び非居住部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額 (a) 300㎡以内のもの <u>23万5,000円</u> (b) 300㎡を超え、1,000㎡以内のもの <u>29万3,000円</u> (c) 1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの <u>37万5,000円</u> (d) 2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの <u>53万4,000円</u> (e) 5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの <u>65万6,000円</u> (f) 10,000㎡を超え、25,000㎡以内のもの <u>77万3,000円</u> (g) 25,000㎡を超えるもの <u>88万2,000円</u> b 略 (イ)及び(ウ) 略 エ 略
2～4 略			2～4 略		

改正後			改正前		
別表第7（第2条関係）			別表第7（第2条関係）		
事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の金額	事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の金額
1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号） <u>第30条</u> 第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画（同法 <u>第29条</u> 第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この項及び2の項において同じ。）の認定の申請（2の項に掲げる申請を除く。）に関する事務	(1) 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 <u>第29条</u> 第3項各号に掲げる事項が記載されていない場合の認定申請に対する審査	ア 登録建築物エネルギー消費性能判定機関若しくは登録住宅性能評価機関が交付する適合証（当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 <u>第30条</u> 第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。）又は市長が別に定める書類の提出がある場合 （ア）一戸建ての住宅 <u>5,000 円</u> （イ）非居住部分を有しない共同住宅等 床面積（当該建築物に共用部分がある場合において、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号）に基づき非居住部分以外の部分のエネルギー消費量（同令第1条第1項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量、同号イに規定する基準一次エネルギー消費量、同令第10条第1号ロ（1）に規定する誘導設計一次エネルギー消費量又は同号ロ（1）に規定する誘導基準一	1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号） <u>第35条</u> 第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画（同法 <u>第34条</u> 第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この項及び2の項において同じ。）の認定の申請（2の項に掲げる申請を除く。）に関する事務	(1) 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 <u>第34条</u> 第3項各号に掲げる事項が記載されていない場合の認定申請に対する審査	ア 登録建築物エネルギー消費性能判定機関若しくは登録住宅性能評価機関が交付する適合証（当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 <u>第35条</u> 第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。）又は市長が別に定める書類の提出がある場合 （ア）一戸建ての住宅 <u>4,800 円</u> （イ）非居住部分を有しない共同住宅等 床面積（当該建築物に共用部分がある場合において、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号）に基づき非居住部分以外の部分のエネルギー消費量（同令第1条第1項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量、同号イに規定する基準一次エネルギー消費量、同令第10条第1号ロ（1）に規定する誘導設計一次エネルギー消費量又は同号ロ（1）に規定する誘導基準一

改 正 後			改 正 前		
		次エネルギー消費量をいう。以下同じ。)を単位住戸(同令第1条第1項第2号イ(1)に規定する単位住戸をいう。)のエネルギー消費量を合計して算定する場合は、共用部分の床面積を除く。以下この項(1)イ(イ)において同じ。)の区分に応じ、それぞれ次に定める額 a 300㎡未満のもの <u>1万200円</u> b 300㎡以上, 2,000㎡未満のもの <u>2万1,800円</u> c 2,000㎡以上, 5,000㎡未満のもの <u>4万8,900円</u> d 5,000㎡以上のもの <u>8万7,700円</u> (ウ) 非住宅建築物 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額 a 300㎡未満のもの <u>1万200円</u> b 300㎡以上, 1,000㎡未満のもの <u>1万7,800円</u> c 1,000㎡以上, 2,000㎡未満のもの <u>2万9,200円</u> d 2,000㎡以上, 5,000㎡未満のもの <u>8万7,700円</u> e 5,000㎡以上, 10,000㎡未満のもの <u>13万8,900円</u>			次エネルギー消費量をいう。以下同じ。)を単位住戸(同令第1条第1項第2号イ(1) <u>(i)</u>に規定する単位住戸をいう。)のエネルギー消費量を合計して算定する場合は、共用部分の床面積を除く。以下この項(1)イ(イ) <u>並びに5の項(1)イ及び(2)イ</u>において同じ。)の区分に応じ、それぞれ次に定める額 a 300㎡未満のもの <u>9,700円</u> b 300㎡以上, 2,000㎡未満のもの <u>2万800円</u> c 2,000㎡以上, 5,000㎡未満のもの <u>4万6,500円</u> d 5,000㎡以上のもの <u>8万3,400円</u> (ウ) 非住宅建築物 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額 a 300㎡未満のもの <u>9,700円</u> b 300㎡以上, 1,000㎡未満のもの <u>1万7,000円</u> c 1,000㎡以上, 2,000㎡未満のもの <u>2万7,800円</u> d 2,000㎡以上, 5,000㎡未満のもの <u>8万3,400円</u> e 5,000㎡以上, 10,000㎡未満のもの <u>13万2,000円</u>

改 正 後			改 正 前		
		f 10,000㎡以上, 25,000㎡未満のもの <u>17万4,700円</u> g 25,000㎡以上のもの <u>21万8,900円</u> (エ) 略 イ その他の場合 (ア) 一戸建ての住宅 基準及び床面積の区分に応じ, それぞれ次に定める額 a 仕様基準 (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。) による場合 (a) 200㎡未満のもの <u>1万8,300円</u> (b) 200㎡以上のもの <u>1万9,700円</u> b <u>仕様・計算併用法 (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。) による場合</u> (a) <u>200㎡未満のもの 2万6,000円</u> (b) <u>200㎡以上のもの 2万8,800円</u> c 性能基準等 (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。) による場合 (a) 200㎡未満のもの <u>3万</u>			f 10,000㎡以上, 25,000㎡未満のもの <u>16万6,000円</u> g 25,000㎡以上のもの <u>20万8,000円</u> (エ) 略 イ その他の場合 (ア) 一戸建ての住宅 基準及び床面積の区分に応じ, それぞれ次に定める額 a 仕様基準 (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。) による場合 (a) 200㎡未満のもの <u>1万8,000円</u> (b) 200㎡以上のもの <u>1万9,400円</u> b 性能基準等 (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。) による場合 (a) 200㎡未満のもの <u>3万</u>

改 正 後			改 正 前		
		<u>5,900円</u> (b) 200㎡以上のもの <u>4万200円</u> (イ) 非居住部分を有しない共同住宅等 基準及び床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額 a 仕様基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。）による場合 (a) 300㎡未満のもの <u>3万4,500円</u> (b) 300㎡以上、2,000㎡未満のもの <u>5万9,900円</u> (c) 2,000㎡以上、5,000㎡未満のもの <u>10万8,700円</u> (d) 5,000㎡以上のもの <u>16万3,600円</u> b 仕様・計算併用法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。）による場合 (a) 300㎡未満のもの <u>5万2,100円</u> (b) 300㎡以上、2,000㎡未満のもの <u>8万7,800円</u> (c) 2,000㎡以上、5,000㎡未満のもの <u>15万3,000円</u> (d) 5,000㎡以上のもの <u>22万3,600円</u>			<u>5,400円</u> (b) 200㎡以上のもの <u>3万9,600円</u> (イ) 非居住部分を有しない共同住宅等 基準及び床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額 a 仕様基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。）による場合 (a) 300㎡未満のもの <u>3万4,000円</u> (b) 300㎡以上、2,000㎡未満のもの <u>5万9,000円</u> (c) 2,000㎡以上、5,000㎡未満のもの <u>10万7,000円</u> (d) 5,000㎡以上のもの <u>16万1,000円</u>

改 正 後			改 正 前		
		c 性能基準等（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。）による場合 (a) 300㎡未満のもの <u>7万2,600円</u> (b) 300㎡以上, 2,000㎡未満のもの <u>12万900円</u> (c) 2,000㎡以上, 5,000㎡未満のもの <u>20万6,300円</u> (d) 5,000㎡以上のもの <u>29万5,800円</u> (ウ) 非住宅建築物 基準及び床面積の区分に応じ, それぞれ次に定める額 a モデル建物法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。）による場合 (a) 300㎡未満のもの <u>9万5,000円</u> (b) 300㎡以上, 1,000㎡未満のもの <u>12万1,000円</u> (c) 1,000㎡以上, 2,000㎡未満のもの <u>15万8,900円</u> (d) 2,000㎡以上, 5,000㎡未満のもの <u>25万7,800円</u> (e) 5,000㎡以上, 10,000㎡未満のもの <u>33万6,800円</u> (f) 10,000㎡以上, 25,000㎡未満のもの <u>40万5,200円</u>			b 性能基準等（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。）による場合 (a) 300㎡未満のもの <u>7万1,500円</u> (b) 300㎡以上, 2,000㎡未満のもの <u>11万9,000円</u> (c) 2,000㎡以上, 5,000㎡未満のもの <u>20万3,000円</u> (d) 5,000㎡以上のもの <u>29万1,000円</u> (ウ) 非住宅建築物 基準及び床面積の区分に応じ, それぞれ次に定める額 a モデル建物法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。）による場合 (a) 300㎡未満のもの <u>9万300円</u> (b) 300㎡以上, 1,000㎡未満のもの <u>11万5,000円</u> (c) 1,000㎡以上, 2,000㎡未満のもの <u>15万1,000円</u> (d) 2,000㎡以上, 5,000㎡未満のもの <u>24万5,000円</u> (e) 5,000㎡以上, 10,000㎡未満のもの <u>32万円</u> (f) 10,000㎡以上, 25,000㎡未満のもの <u>38万5,000円</u>

改 正 後			改 正 前		
		(g) 25,000㎡以上のもの <u>47万4,700円</u> b 標準入力法等（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。）による場合 (a) 300㎡未満のもの <u>24万8,400円</u> (b) 300㎡以上, 1,000㎡未満のもの <u>31万1,500円</u> (c) 1,000㎡以上, 2,000㎡未満のもの <u>40万2,000円</u> (d) 2,000㎡以上, 5,000㎡未満のもの <u>57万3,600円</u> (e) 5,000㎡以上, 10,000㎡未満のもの <u>70万7,300円</u> (f) 10,000㎡以上, 25,000㎡未満のもの <u>83万5,700円</u> (g) 25,000㎡以上のもの <u>95万3,600円</u> (エ) 略			(g) 25,000㎡以上のもの <u>45万1,000円</u> b 標準入力法等（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。）による場合 (a) 300㎡未満のもの <u>23万6,000円</u> (b) 300㎡以上, 1,000㎡未満のもの <u>29万6,000円</u> (c) 1,000㎡以上, 2,000㎡未満のもの <u>38万2,000円</u> (d) 2,000㎡以上, 5,000㎡未満のもの <u>54万5,000円</u> (e) 5,000㎡以上, 10,000㎡未満のもの <u>67万2,000円</u> (f) 10,000㎡以上, 25,000㎡未満のもの <u>79万4,000円</u> (g) 25,000㎡以上のもの <u>90万6,000円</u> (エ) 略
	(2) 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の	略		(2) 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の	略

改 正 後			改 正 前		
	認定申請に対する審査			認定申請に対する審査	
2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定による申出がある場合の同条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に関する事務	略		2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第2項の規定による申出がある場合の同条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に関する事務	略	
3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定による認定建築物エネルギー消費性能向上計画（同法第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下4の項において同じ。）の変更の認定の申請（4の項に掲げる申請を除く。）に関する事務	(1) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された建築物以外の建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項を当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載する場合の変更の認定申請に対する審査	略	3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定による認定建築物エネルギー消費性能向上計画（同法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下4の項において同じ。）の変更の認定の申請（4の項に掲げる申請を除く。）に関する事務	(1) 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された建築物以外の建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項を当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載する場合の変更の認定申請に対する審査	略

改 正 後			改 正 前		
	(2) その他の場合の変更の認定申請に対する審査	ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律<u>第30条</u>第1項第1号に掲げる基準に係る部分の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る建築物について登録建築物エネルギー消費性能判定機関若しくは登録住宅性能評価機関が交付する適合証（当該変更の内容が同号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。）若しくは市長が別に定める書類の提出がある場合又は同項第2号若しくは第3号に掲げる基準に係る部分の認定建築物エネルギー消費性能向上計画を変更する場合 1の項 (1) アに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額） イ 略		(2) その他の場合の変更の認定申請に対する審査	ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律<u>第35条</u>第1項第1号に掲げる基準に係る部分の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る建築物について登録建築物エネルギー消費性能判定機関若しくは登録住宅性能評価機関が交付する適合証（当該変更の内容が同号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。）若しくは市長が別に定める書類の提出がある場合又は同項第2号若しくは第3号に掲げる基準に係る部分の認定建築物エネルギー消費性能向上計画を変更する場合 1の項 (1) アに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額） イ 略
4 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 <u>第31条</u> 第2項において準用する同法 <u>第30条</u> 第2項の規定による申出がある場合の同法 <u>第31条</u> 第1項の規定に	認定建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定申請に対する審査	3の項に定める額及び当該申請に係る建築物について別表第3第1項に定める額を合算した額	4 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 <u>第36条</u> 第2項において準用する同法 <u>第35条</u> 第2項の規定による申出がある場合の同法 <u>第36条</u> 第1項の規定に	認定建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定申請に対する審査	3の項に定める額及び当該申請に係る建築物について別表第3第1項に定める額を合算した額

改 正 後			改 正 前		
による認定建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に関する事務			による認定建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に関する事務		
			5 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能基準（同法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。）に適合している旨の認定の申請に関する事務	(1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関若しくは登録住宅性能評価機関が交付する適合証（当該申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書類をいう。）又は市長が別に定める書類の提出がある場合の認定申請に対する審査	ア 一戸建ての住宅 4,800円 イ 非居住部分を有しない共同住宅等 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 300㎡未満のもの 9,700円 (イ) 300㎡以上、2,000㎡未満のもの 2万800円 (ウ) 2,000㎡以上、5,000㎡未満のもの 4万6,500円 (エ) 5,000㎡以上のもの 8万3,400円 ウ 非住宅建築物 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 300㎡未満のもの 9,700円 (イ) 300㎡以上、1,000㎡未満のもの 1万7,000円 (ウ) 1,000㎡以上、2,000㎡未満のもの 2万7,800円 (エ) 2,000㎡以上、5,000㎡未満のもの 8万3,400円 (オ) 5,000㎡以上、10,000㎡未満のもの 13万2,000円 (カ) 10,000㎡以上、25,000㎡未満のもの 16万6,000円 (キ) 25,000㎡以上のもの 20

改 正 後			改 正 前		
					万8,000円 エ 複合建築物 イに掲げる床面積の区分に応じそれぞれ定める額及びウに掲げる床面積の区分に応じそれぞれ定める額を合算した額
			(2) その他の場合の認定申請に対する審査		ア 一戸建ての住宅 基準及び床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 仕様基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。）による場合 a 200㎡未満のもの 1万8,000円 b 200㎡以上のもの 1万9,400円 (イ) 性能基準等（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。）による場合 a モデル住宅法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。）による場合 ア（ア）に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ定める額 b その他の場合 (a) 200㎡未満のもの 3万

改 正 後			改 正 前		
					5,400円 (b) 200㎡以上のもの 3万 9,600円 イ 非居住部分を有しない共同 住宅等 基準及び床面積の区 分に応じ、それぞれ次に定め る額 (ア) 仕様基準（建築物エネル ギー消費性能基準等を定め る省令に定める基準のうち 市長が別に定めるものをい う。）による場合 a 300㎡未満のもの 3万 4,000円 b 300㎡以上、2,000㎡未満 のもの 5万9,000円 c 2,000㎡以上、5,000㎡未 満のもの 10万7,000円 d 5,000㎡以上のもの 16 万1,000円 (イ) 性能基準等（建築物エネ ルギー消費性能基準等を定め る省令に定める基準のうち 市長が別に定めるものを いう。）による場合 a フロア入力法（建築物エ ネルギー消費性能基準等を 定める省令に定める基準の うち市長が別に定めるもの をいう。）による場合 イ (ア) に掲げる床面積の区 分に応じ、それぞれ定める 額

改 正 後			改 正 前		
					b その他の場合 (a) 300㎡未満のもの 7万1,500円 (b) 300㎡以上, 2,000㎡未満のもの 11万9,000円 (c) 2,000㎡以上, 5,000㎡未満のもの 20万3,000円 (d) 5,000㎡以上のもの 29万1,000円 ウ 非住宅建築物 基準及び床面積の区分に応じ, それぞれ次に定める額 (ア) モデル建物法 (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。) による場合 a 300㎡未満のもの 9万300円 b 300㎡以上, 1,000㎡未満のもの 11万5,000円 c 1,000㎡以上, 2,000㎡未満のもの 15万1,000円 d 2,000㎡以上, 5,000㎡未満のもの 24万5,000円 e 5,000㎡以上, 10,000㎡未満のもの 32万円 f 10,000㎡以上, 25,000㎡未満のもの 38万5,000円 g 25,000㎡以上のもの 45万1,000円 (イ) 標準入力法等 (建築物エネルギー消費性能基準等を

改 正 後			改 正 前		
					定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。)による場合 a 300㎡未満のもの 23万6,000円 b 300㎡以上, 1,000㎡未満のもの 29万6,000円 c 1,000㎡以上, 2,000㎡未満のもの 38万2,000円 d 2,000㎡以上, 5,000㎡未満のもの 54万5,000円 e 5,000㎡以上, 10,000㎡未満のもの 67万2,000円 f 10,000㎡以上, 25,000㎡未満のもの 79万4,000円 g 25,000㎡以上のもの 90万6,000円 エ 複合建築物 イに掲げる基準(仕様基準及び性能基準等については, 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。)及び床面積の区分に応じそれぞれ定める額並びにウに掲げる基準(モデル建物法及び標準入力法等については, 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。)及び床面積の区分に応じそれぞれ定める額を合算した額

改 正 後			改 正 前		
5 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する事務	(1) 一戸建ての住宅の建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査	ア 仕様基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。）による建築物エネルギー消費性能確保計画につき、次の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 200㎡未満のもの 1万8,300円 (イ) 200㎡以上のもの 1万9,700円 イ 仕様・計算併用法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。）による建築物エネルギー消費性能確保計画につき、次の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 200㎡未満のもの 2万6,000円 (イ) 200㎡以上のもの 2万8,800円 ウ 標準計算法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。）による建築物エネルギー消費性能確保計画につき、次の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 200㎡未満のもの 3万5,	6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する事務		

改 正 後			改 正 前		
		900円 (イ) 200㎡以上のもの 4万200円			
	(2) 共同住宅等の建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査	ア 仕様基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。）による建築物エネルギー消費性能確保計画につき、次の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 300㎡未満のもの 3万4,500円 (イ) 300㎡以上, 2,000㎡未満のもの 5万9,900円 (ウ) 2,000㎡以上, 5,000㎡未満のもの 10万8,700円 (エ) 5,000㎡以上のもの 16万3,600円 イ 仕様・計算併用法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。）による建築物エネルギー消費性能確保計画につき、次の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 300㎡未満のもの 5万2,100円 (イ) 300㎡以上, 2,000㎡未満のもの 8万7,800円 (ウ) 2,000㎡以上, 5,000㎡未満のもの 15万3,000円			

改 正 後			改 正 前		
		(エ) 5,000㎡以上のもの 22万3,600円 ウ 標準計算法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。）による建築物エネルギー消費性能確保計画につき、次の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 300㎡未満のもの 7万2,600円 (イ) 300㎡以上、2,000㎡未満のもの 12万900円 (ウ) 2,000㎡以上、5,000㎡未満のもの 20万6,300円 (エ) 5,000㎡以上のもの 29万5,800円			
	(3) 非住宅建築物(工場, 倉庫その他これらに類する用途に供する建築物として市長が別に定めるもの)の建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査	ア モデル建物法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。）による建築物エネルギー消費性能確保計画につき、次の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 300㎡未満のもの 1万9,200円 (イ) 300㎡以上、1,000㎡未満のもの 2万8,400円 (ウ) 1,000㎡以上、2,000㎡未満のもの 4万400円 (エ) 2,000㎡以上、5,000㎡未		(1) 工場, 倉庫その他これらに類する用途に供する建築物として市長が別に定めるものの建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査	ア モデル建物法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。）による建築物エネルギー消費性能確保計画につき、次の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 1,000㎡未満のもの 2万7,100円 (イ) 1,000㎡以上、2,000㎡未満のもの 3万8,500円 (ウ) 2,000㎡以上、5,000㎡未

改 正 後			改 正 前		
		満のもの <u>10万2,500円</u> <u>(オ)</u> 5,000㎡以上, 10,000㎡未 満のもの <u>15万4,400円</u> <u>(カ)</u> 10,000㎡以上, 25,000㎡ 未満のもの <u>19万1,100円</u> <u>(キ)</u> 25,000㎡以上のもの <u>23</u> <u>万7,300円</u> イ 標準入力法等（建築物エネ ルギー消費性能基準等を定め る省令に定める基準のうち市 長が別に定めるものをいう。） による建築物エネルギー消費 性能確保計画につき、次の床 面積の区分に応じ、それぞれ 次に定める額 <u>(ア)</u> <u>300㎡未満のもの 2万3,</u> <u>300円</u> <u>(イ)</u> <u>300㎡以上, 1,000㎡未満</u> <u>のもの 3万3,100円</u> <u>(ウ)</u> <u>1,000㎡以上, 2,000㎡未</u> <u>満のもの 4万6,200円</u> <u>(エ)</u> <u>2,000㎡以上, 5,000㎡未</u> <u>満のもの 10万9,200円</u> <u>(オ)</u> <u>5,000㎡以上, 10,000㎡未</u> <u>満のもの 16万1,700円</u> <u>(カ)</u> <u>10,000㎡以上, 25,000㎡</u> <u>未満のもの 20万600円</u> <u>(キ)</u> <u>25,000㎡以上のもの 24</u> <u>万7,800円</u>			満のもの <u>9万7,600円</u> <u>(エ)</u> 5,000㎡以上, 10,000㎡未 満のもの <u>14万7,000円</u> <u>(オ)</u> 10,000㎡以上, 25,000㎡ 未満のもの <u>18万2,000円</u> <u>(カ)</u> 25,000㎡以上のもの <u>22</u> <u>万6,000円</u> イ 標準入力法等（建築物エネ ルギー消費性能基準等を定め る省令に定める基準のうち市 長が別に定めるものをいう。） による建築物エネルギー消費 性能確保計画につき、次の床 面積の区分に応じ、それぞれ 次に定める額 <u>(ア)</u> <u>1,000㎡未満のもの 3万</u> <u>1,600円</u> <u>(イ)</u> <u>1,000㎡以上, 2,000㎡未</u> <u>満のもの 4万4,000円</u> <u>(ウ)</u> <u>2,000㎡以上, 5,000㎡未</u> <u>満のもの 10万4,000円</u> <u>(エ)</u> <u>5,000㎡以上, 10,000㎡未</u> <u>満のもの 15万4,000円</u> <u>(オ)</u> <u>10,000㎡以上, 25,000㎡</u> <u>未満のもの 19万1,000円</u> <u>(カ)</u> <u>25,000㎡以上のもの 23</u> <u>万6,000円</u>
	<u>(4) その他の非住宅建築物</u> <u>((3) で定め</u> <u>る建築物以外</u>	ア モデル建物法（建築物エネ ルギー消費性能基準等を定め る省令に定める基準のうち市 長が別に定めるものをいう。）		<u>(2) その他の建</u> <u>築物の建築物</u> <u>エネルギー消</u> <u>費性能適合性</u>	ア モデル建物法（建築物エネ ルギー消費性能基準等を定め る省令に定める基準のうち市 長が別に定めるものをいう。）

改 正 後			改 正 前		
	の建築物)の建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査	による建築物エネルギー消費性能確保計画につき、次の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) <u>300㎡未満のもの</u> 8万9,200円 (イ) <u>300㎡以上, 1,000㎡未満のもの</u> 11万8,600円 (ウ) <u>1,000㎡以上, 2,000㎡未満のもの</u> 15万6,500円 (エ) <u>2,000㎡以上, 5,000㎡未満のもの</u> 25万4,100円 (オ) <u>5,000㎡以上, 10,000㎡未満のもの</u> 33万2,900円 (カ) <u>10,000㎡以上, 25,000㎡未満のもの</u> 39万9,100円 (キ) <u>25,000㎡以上のもの</u> 46万8,400円 イ 標準入力法等（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。）による建築物エネルギー消費性能確保計画につき、次の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) <u>300㎡未満のもの</u> 23万3,200円 (イ) <u>300㎡以上, 1,000㎡未満のもの</u> 30万6,700円 (ウ) <u>1,000㎡以上, 2,000㎡未満のもの</u> 39万7,000円 (エ) <u>2,000㎡以上, 5,000㎡未</u>		判定に対する審査	による建築物エネルギー消費性能確保計画につき、次の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) <u>1,000㎡未満のもの</u> 11万3,000円 (イ) <u>1,000㎡以上, 2,000㎡未満のもの</u> 14万9,000円 (ウ) <u>2,000㎡以上, 5,000㎡未満のもの</u> 24万2,000円 (エ) <u>5,000㎡以上, 10,000㎡未満のもの</u> 31万7,000円 (オ) <u>10,000㎡以上, 25,000㎡未満のもの</u> 38万円 (カ) <u>25,000㎡以上のもの</u> 44万6,000円 イ 標準入力法等（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。）による建築物エネルギー消費性能確保計画につき、次の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) <u>1,000㎡未満のもの</u> 29万2,000円 (イ) <u>1,000㎡以上, 2,000㎡未満のもの</u> 37万8,000円 (ウ) <u>2,000㎡以上, 5,000㎡未</u>

改 正 後	改 正 前
備考 1 略 2 <u>5</u>の項の床面積は、当該判定に係る建築物のうち非居住部分（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分に限る。）の床面積（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）<u>第3条</u>に規定する床面積をいう。）について算定する。	備考 1 略 2 <u>6</u>の項の床面積は、当該判定に係る建築物のうち非居住部分（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分に限る。）の床面積（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）<u>第4条第1項</u>に規定する床面積をいう。）について算定する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。